

令和2年12月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（12月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	15
大須賀 溪 仁 君	15
小 山 克 彦 君	24
延会の宣告	44

第2号（12月9日）

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	45
職務のため出席した者の職氏名	45
開議の宣告	47
議事日程の報告	47
一般質問	47
円 谷 要 君	47
大 浦 トキ子 君	68

熊田喜八君	74
散会の宣告	89

第 3 号 (12月10日)

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
職務のため出席した者の職氏名	92
開議の宣告	93
議事日程の報告	93
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
各委員会閉会中の継続審査申出	133
表彰状伝達	135
招集者挨拶	136
閉会の宣告	136

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果
日程第 5 村長行政報告
日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克 彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	櫻 井	幸 治 君

建設課長 塚 目 弘 昭 君 湯 支 所 本 長 星 裕 治 君
教育課長 関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 石 井 大 輔
事 務 局 長
書 記 森 步

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和2年12月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和2年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 揚 妻 一 男 君

7番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る12月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和2年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は本日12月8日より14日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より12月14日までの7日間といたしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間と決定することにいたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付いたしました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果について、これらについても皆さんのお手元に配付いたしました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和2年12月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和2年12月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案11件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。9月以降、首都圏のみならず地方においても感染者が増加しており、全国的な感染者の増加傾向は第3波とも言われております。

本県においても、11月の1か月間で100名を超える新規感染者が確認され、クラスターの発生や感染経路不明の症例も見られており、本村においても感染者が発生する可能性が高まっている状況にあります。

特に、年末年始は忘年会や新年会など会食の機会が増えるとともに、インフルエンザの流行時期でもあることから、村民の皆様には引き続き新しい生活様式に基づき、マスクの着用、3密の回避、手洗い、手指消毒などの基本的な感染防止対策にご協力をくださいますようお願い申し上げます。

村といたしましても、引き続き感染拡大防止対策に努めるとともに、住民生活と地域経済を維持するため各種施策に取り組んでまいります。

次に、11月26日に開催された全国町村長大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席者を各都道府県町村会の正副会長及び事務局長に限定して開催され、令和3年度政府予算の編成に当たっての要望内容が決議されました。その内容は次のとおりであります。

「町村の多くは農山漁村地域であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が続く中で町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。このような中、新型コロナウイルス感染症は全国に広がり、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて自然災害も頻発している。

国と地方は、総力を挙げてコロナ対策を初め東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く持続可能な活力のある地域を創生し得るよう、特に次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と万全な経済対策の実施を図ること。

2、東日本大震災、熊本地震及び大型台風・豪雨災害からの復旧・復興を加速するとともに、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。

3、地方創生推進交付金、「まち・ひと・しごと創生事業費」等を拡充し、地方創生のさらなる推進を図ること。

4、町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

5、地方の情報通信基盤の整備を加速化し、デジタル社会を推進すること。

6、地方分権改革を推進すること。

7、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

8、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。

9、「TPP11」や「日EU・EPA」、「日米貿易協定」等による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。

10、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。

11、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。

12、参議院の合区を早急に解消すること。

13、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上の13項目であります。

また、コロナ下・コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関しまして、「国においては、新型コロナウイルス対策と経済再生を喫緊かつ最優先の課題に掲げて全力で取り組んでいただいております、我々町村も心一つにして、この国難を乗り越えるために懸命の現場対応を続けている。

このような中、コロナ禍は東京一極集中の弊害やリスクを顕在化させ、分散型国土の形成と地方活性化への要請が一段と高まっている。

また、近年頻発する自然災害は、ますます激甚化・広域化しており、防災・危機管理の面からも新しい時代に対応した「この国のかたち」が問われている。

私たち町村は、コロナ下・コロナ後社会を見据えるとき、農山漁村を抱え、多様な地域の価値を有する町村の将来にわたる持続可能性の追求が、大都市地域のバックアップ機能の強化につながり、これからの国づくりに大きく貢献するものと考えている。

私たちは、新しい時代の「この国のかたち」の一端を担い、「小さくとも多様な町村の価値」を向上発展させ、地域の活力と安全・安心を取り戻すことで我が国の希望の未来を切り拓いていく、その先導役の一員として全力を傾注していく覚悟である。

全国926町村の総意として、次の項目について国に対して積極的な対応を求めるものである。

1、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、国民生活・地域経済を立て直すため、国と地方

の密接な連携協力体制の下、あらゆる対策を積極果敢に講じること、私たち町村も地域の現場において全力で取り組んでいく決意である。

2、人口減少・少子高齢化の課題を克服し、災禍に強く、持続可能な国づくりを力強く推進するためには、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」は必須の車の両輪である。人の地方への流れや様々な業務機能等の地方移転を強力に促進するため、地方創生施策を初め、各省庁のあらゆる政策を総動員し、「地方分散型の国づくり」を強力に推進すること。

3、文化・伝統の継承、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全等、少人数でかけがえのない役割を担う町村は、新たな価値を創造する舞台として、人口が集中する都市地域とは別の価値基準に基づき、国民の命と健康を守り、国土保全や環境の維持などの公益的機能に果たす役割、田園回帰や関係人口の受皿としての価値ある地域社会づくりへの貢献などを踏まえた制度・政策をさらに積極的に推進すること。

4、それぞれの地域が地域資源を生かし、個性を磨き、多彩な地域が光り輝くその集合体がこの国を形づくるとの理念の下、「都市・農山漁村共生社会の実現」、「価値創生社会の実現」に向けて、地域起点の行動と人・もの・情報等の交流・対流により、地域経済循環や環境共生社会づくりなども含め、地域レベルから国レベルまで多様なつながりやネットワークが重層的に活発化する取組をさらに推進すること。

5、デジタル社会の推進については、「小さい」、「遠い」、「不便」等のハンデを克服し、離島・中山間地域等も含め多様な地域が生かされ、産業、教育、医療福祉等様々な分野で地方の可能性を広げるとともに、交流やネットワークの基盤となるものであり、光ファイバー、高速無線通信、5G等の情報通信インフラや関連するシステムなどの社会共通基盤の整備・運用については、国の責任と支援の下、「国土を生かす」視点で条件不利地域等も含め積極的に推進すること。

6、安全・安心な国づくりの基盤となる国土強靱化、防災・減災対策の推進については、緊急対策の延長・拡充を初め積極的な推進を図ること。

7、地域における人材の確保・育成と地域内外の人のネットワークは、地方活性化の生命線となる極めて重要なものであり、地域おこし協力隊制度のさらなる拡充や企業人材の積極活用、兼業・副業の一層の促進などとともに、地方でのリモートワークやワーケーション、サテライトオフィス、二地域居住等の環境整備を積極的に支援すること。

8、子どもたちは「国の宝」であり、少子化対策に貢献する地方での暮らし、子育てをしやすい環境づくりに積極的な支援を行うとともに、青少年の「新しいふるさとづくり」に貢献する農山漁村体験交流、農山村・島留学や、次代を担う人材を育む高校魅力化政策等の取組の一層の活発化を推進すること。

9、どこの地域でも、いつの時代にあっても住民に安心と安全を与え、社会の変化にも対

応し、希望を持って活力ある地域づくりに取り組むことができるよう、町村の命綱である地方交付税を初め、将来を見通した地方の安定的な税財政基盤を確立すること。

以上、9項目の特別決議及び全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関しまして、東日本大震災から間もなく10年を迎えようとしているが、この間、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が全国各地で毎年のように発生している。本年7月の記録的な豪雨では、熊本県を中心に全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全・安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

よって、全国町村長の総意として次の項目を国に求めるものである。

1、国及び自治体の連携、産学公民の連携を一層促進し、我が国の総力を結集して、いかなる災害にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すること。

2、地震・豪雨等、これまでの災害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること、併せて農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。

3、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、激甚化、広域化する自然災害に対応するため、5か年の延長と拡充を図るとともに、必要額を別枠で確保すること。

4、令和2年度に期限が到来する緊急防災・減災事業債等を延長するとともに、地域の実情を踏まえ対象事業を拡大する等、地方財政措置の拡充を図ること。

5、デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである光ファイバー等について、条件不利地域等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財政措置を講じること。

6、人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

7、地域防災力のさらなる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。

以上、7項目の緊急決議も決定されております。

次に、村制施行65周年事業につきましては、記念式典を議員の皆様にご臨席を賜り11月6日に挙行いたしました。式典は、コロナ禍の中、皆様にご理解をいただき、感染拡大防止のため規模を大幅に縮小し開催したところであります。

式では、長年にわたり村勢伸展のためご尽力を賜った方々に対する表彰が行われ、揚妻議員、廣瀬議員、小山議員、元議員である後藤修さんが特別功労表彰、服部議長、大須賀副議長、大浦議員、元議員である小針光治さんが自治功労表彰を受賞されました。表彰を受けられました方々に改めて敬意と感謝の意を表します。

また、記念事業として「レトロな天栄」と題して、昭和の時代に撮影された村内の写真を募集し、寄せられた写真を村文化祭や記念式典会場において掲示いたしました。多くの方々が足を止め、昭和の時代を懐かしんでいました。

次に、元村議会議員の猪越浩一さんが高齢者叙勲により旭日単光章を受章され、11月9日に村長室において県中地方振興局長より勲記と勲章が手渡されました。猪越さんは、村議会議員、村選挙管理委員会委員、村消防団長などを歴任され、長きにわたり地域振興に多大な貢献をされた功績により受章されたもので、改めてそのご功績に敬意と感謝の意を表します。

次に、第3回駐在員会議を新型コロナウイルス感染防止のため、11月18日に広戸地区、20日に牧本地区、25日に大里地区、27日に湯本地区と地区ごとに開催いたしました。1年間、行政運営にご協力を賜りましたことに感謝を申し上げるとともに、年末、そして来年に向けた各種取組の周知と協力依頼を行ったところであります。

次に、消防防災関係につきましては、村消防団秋季検閲式が10月18日に役場駐車場において参加者を縮小して開催されました。通常点検、機械器具点検が行われ、近年、多発する自然災害や火災に対する消防防災体制の強化が図られたところであります。

また、9月29日には災害時を想定した職員参集訓練を実施いたしました。一斉メールにより職員を招集し、災害対策本部会議の設置から各担当における役割、対応の流れなどを再確認いたしました。

また、避難所となる集会所へのエアコン設置工事につきましては、10月末に完了となっております。

次に、10月1日を基準日として実施いたしました国勢調査につきましては、各世帯から回答いただいた調査票を調査員の直接回収のほか、インターネットや郵送により全ての回収と審査が完了し、11月に県に提出したところであります。集計結果は年度内に速報値が示される予定であり、将来における本村の行政運営の指標となるものであります。

次に、村公式ホームページにつきましては、タブレット端末への対応や見やすさの向上を図るため、10月から内容を一新したホームページに本格移行いたしました。今後も内容を充実させ、村の情報発信媒体として有効活用してまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、「さとふる」、「ふるさとチョイス」などのインターネットや、パンフレットでの周知等により、10月末までの前年比で、件数、金額ともに増となっているところであります。

今後は、今まで寄附を頂いた方などに村の情報を発信し、再度寄附をしていただけるようリピーターの確保に努めてまいります。

次に、インフルエンザ予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症との同時流行を避けるため、65歳以上の高齢者定期接種を無償化いたしました。また、そのほかの任意接種につきましても、妊婦、ゼロ歳児の保護者、1歳から18歳及び60歳から64歳までの村民の方々に対する接種費用の助成を行っております。これにより、幅広い年齢層の方々が予防接種を受けやすくなっており、現在、多くの村民の皆様にご利用いただいているところであります。

次に、健康づくり対策につきましては、生活習慣病対策として特定保健指導の対象となった方へ、保健師が継続的に個別訪問を実施し、食生活の改善や運動の支援を行っております。また村食生活改善推進委員会の方々による「減塩はあなたの健康を守ります」をテーマにした減塩レシピの紹介と、簡単なレクリエーションを交えた自主活動が10月より村内4地区において順次行われており、参加された方々には栄養バランスや減塩の工夫について学んでいただき、好評を得ているところであります。

11月1日は、村文化祭に合わせ「健康福祉まつり」を開催いたしました。新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、血圧、体脂肪、血管年齢などの測定や、歯科衛生士による口腔ケア相談の実施、感染予防のための「手の汚れチェッカー」による付着チェックを行い、保健師による手洗いのアドバイス等も行ったところであります。

また、栄養士を中心に、食品に含まれる塩分量、糖分の量、健康レシピの紹介を実施し、健康について深い関心を持っていただくよい機会となりました。

また、子育て世代包括支援センターによる手作りおもちゃの工作や屋外での縁日コーナー、ミニトレインの運行なども行われ、家族連れが楽しい時間を過ごされました。

次に、子育て世代へのサポートにつきましては、11月1日から、「てんえいママサポートアプリ」を開始いたしました。これは予防接種、乳幼児健診などのスケジュールや地域の様々な子育て情報の配信、子どもの成長記録や写真などを祖父母と共有できる機能を備え、若い世代がスマートフォン等で気軽に使えるアプリとなっております。今後、多くの方に利用していただけるよう乳幼児健診や母子手帳交付時などで周知してまいります。

また、9月23日には少子化対策として「子宝祝金贈呈式」を健康保健センターにおいて実施いたしました。

今回は、第2子7組、第3子6組のご家庭に祝金と記念品を贈呈し、子どもたちの健やかな成長を願ったところであります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、中学生以下の希望する子どもを対象に外部被ばく検査を実施いたしました。検査の結果、受診した55名全員が健康への影響が心配され

るレベルにないという評価であり、10月下旬に受診結果をお伝えしたところであります。

次に、高齢者福祉関係につきましては、11月20日に「天栄村第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会」を開催いたしました。高齢者の生活実態等を把握するために実施したアンケート調査に基づく課題等について説明し、次期計画の方向性について委員の方々に協議をいただいたところであり、今後これらの課題等を踏まえ、各種事業の検証等を行うとともに、次期介護保険料の推計を進め来年2月の計画策定を目指してまいります。

また、湯本地区における高齢者世帯巡回事業につきましては、須賀川消防署湯本分遣所と合同で、独り暮らし・高齢者世帯を巡回し、冬期間に向けた火災予防の啓発・火災警報器の設置確認を実施いたしました。

次に、税務関係につきましては、滞納者対策として、村税、上下水道料、介護保険料について年末にかけて全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めているところであります。

国土調査につきましては、牧本第26地区の広町ほか17字の1筆地測量が完了し、仮閲覧の準備を進めているところであります。また牧本第27地区の梨ノ木平ほか6字は、長狭物調査及び1筆地調査が終了し、図根三角点等の設置作業を進めているところであります。

次に、農業関係につきましては、昨年より国による「生産数量の配分」が廃止されたところでありますが、福島県においては米価の安定を図るため、市町村ごとの生産数量の目安が示されております。

この趣旨を踏まえ、本村におきましても県から示された主食用米生産数量の目安「734ヘクタール」を目標に、飼料用米への作付転換を推進したところでありますが、目安を「18ヘクタール」上回る作付となったところであります。

また、作柄につきましては、7月の長梅雨による日照不足と8月の高温による生育不良が懸念されておりましたが、出穂期以降はおおむね天候に恵まれたこともあり、10月30日に農林水産省が発表した10月15日現在における本県の作況指数は「102」の「平年並み」となり、JAの買取価格はコシヒカリで60キロ当たり1万2,200円と、前年より1,500円の下落となったところであります。

また、11月3日には、「第13回天栄米食味コンクール」を村健康保健センターにおいて開催いたしました。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として無観客での開催となりましたが、村内生産者より75点の出品があり5名の方が金賞を受賞されました。本年の傾向といたしましては、「ゆうだい21」が金賞の全てを占める結果となり、審査員である米食味鑑定士の皆様からは村生産の米に対して高い評価をいただいたところであります。

また、11月28日に静岡県小山町で開催された「第22回米・食味分析鑑定コンクール国際大

会」では、4,755点の出品の中、「都道府県代表お米選手権部門」において内山正勝さんの「ゆうだい21」が金賞を受賞されました。

次に、林業関係につきましては、森林整備及び放射性物質対策を図るため、「ふくしま森林再生事業」を実施し上松本字愛宕山地区の約20ヘクタールの整備が完了したところであり、現在、牧之内字東矢中入地区の約10ヘクタールの整備を進めております。

また、有害鳥獣対策につきましては、11月14日までの捕獲期間中、ツキノワグマ33頭、イノシシ319頭、鹿48頭、ハクビシン31匹を捕獲したところであります。

次に、商工観光関係につきましては、10月25日に第2弾の新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業として、20%のプレミア率をつけた商品券の販売を行い、消費者及び地元商工業者の経済支援を図っております。

また、事業者に対しては、衛生用品、体温計、飛沫防止アクリル板等の物品購入等に要する経費の一部を補助しているところであります。

観光業におきましては、緊急事態宣言解除後も観光入込客数は戻らない状況でありましたが、国のGoToトラベルキャンペーンや福島県宿泊割引などにより観光客も徐々に回復しつつあります。村におきましても泊まってエールキャンペーンを実施し補助金を交付しているところであり、各宿泊施設等においては感染防止対策をしっかりと徹底していただきながら誘客を図っているところであります。

次に、災害復旧事業につきましては、林道竹の内線、仲丸線の災害復旧工事が9月に、二俣地区ののり面復旧工事が10月に完了しております。

次に、除染事業につきましては、高トヤ仮置場に保管していた除染土壌等の搬出が11月に完了し、村内全ての仮置場からの輸送が終了となりました。仮置場の原状回復につきましては、南沢、丸山地区の工事を10月に発注し、年度内の完了に向け進めております。

また、中郷地区につきましては鳳坂トンネル工事の残土を仮置きするため、残土の搬出後、県において原状回復工事が実施されることとなっております。

次に、建設土木関係につきましては、生活関連道路整備事業の側溝入替工事、社会資本整備総合交付金事業の中小川橋補修工事が10月に完了しております。塩平柏山線落石防護網設置工事、児渡滝田線道路改良工事、特定防衛施設調整交付金事業の塩平柏山線改良舗装工事及び辺地対策事業の芝草鎌房線舗装打換工事につきましては、いずれも9月に着手し年度内完了を目指して進めております。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管を更新する配水管布設替工事を9月に着手しております。

また、県の国道118号道路橋梁整備工事に伴う水道管移設につきましては、仮設橋が12月に完成する予定であることから、完成後に着手することとしております。

次に、学校教育関係につきましては、昨年度の「天栄村立小中学校のあり方検討委員会」からの答申に基づき、小中学校の統合に関して検討する「天栄村立小中学校統合委員会」を9月29日及び10月27日に開催いたしました。

委員会では、校舎・校地環境、学校運営支援体制の整備、放課後の居場所の確保、保育所・幼稚園・小・中学校の連携や接続を含めた望ましい学習環境の整備など、子どもたちのよりよい教育環境について検討を重ね、統合についての意見書を提出していただいたところでもあります。

次に、「幼・小・中学校合同引渡し訓練」を10月8日に実施いたしました。この訓練は村内全ての幼・小・中学校を対象に、緊急時における避難や引渡しの仕方を確認し、子どもや教職員、保護者の防災意識や知識を高めることを目的として実施いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、感染防止対策を講じた訓練を実施したところであり、新たな課題や改善点を発見することができた有効な訓練となりました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、大里小学校の児童が「福島県発明展」において「福島県教育委員会教育長賞」を受賞いたしました。

また、天栄中学校においては、吹奏楽部が「ソロ&アンサンブルコンテスト全国大会」においてアンサンブル部門で銅賞、テニス部が女子個人ダブルスの部で「東北中学生新人テニス選手権大会」に出場を果たすなど、子どもたちのすばらしい活躍が見られ、村民に明るい話題を提供していただいたところでもあります。

また、それぞれの学校におきましては、コロナ禍において実施を延期していた運動会、学習発表会、文化祭が開催され、日頃の活動を制限される状況にあっても、学校と地域が一体となったすばらしい発表が行われたところでもあります。

また、幼稚園におきましては、10月3日に天栄幼稚園運動会を開催したほか、天栄幼稚園と湯本幼稚園の園児と一緒に学ぶ交流会を3回実施したところでもあります。そのほかフリー保育参観、祖父母参観や幼年消防クラブ活動を実施するなど、行事や保育内容を工夫し、保護者や地域と連携した特色ある教育活動の実践を行っているところでもあります。

次に、生涯学習関係につきましては、9月19日に伊達市で市町村対抗福島県軟式野球大会が開催され、天栄村チームは相馬市と対戦し先制点を許すものの、5対2と逆転で勝利し1回戦を突破いたしました。翌年の20日には福島市と対戦し1対8で敗れてしまいましたが、両日とも強豪チームを相手に気迫あふれるすばらしいプレーが見られたところでもあります。また10月31日、11月1日には「第56回天栄村文化祭」を開催いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から作品の展示のみといたしましたが、子どもたちや各種団体・個人のすばらしい作品が展示されたところでもあります。

また、文化祭初日には総合農村運動広場で「生涯スポーツフェスティバル」、2日目には

村体育館と役場前駐車場において「健康福祉まつり」を検温や消毒等の新型コロナウイルス感染防止対策を講じて開催したところであり、外出の機会が少なくなっている村民の方々が安心して出かけられる場になったところでもあります。

また、11月15日に「第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」が開催されました。本年の大会は郡山市からのスタートとなり、例年より短い9区間において沿道や中継所等での応援も自粛で行われた中、本村は、中学生、高校生を中心とした選手で臨み、第1区では村の部区間賞を獲得するなど、選手一人一人が力を出し切るとともにチーム一丸となった走り、総合成績34位、村の部7位と健闘いたしました。

次に、湯本公民館事業につきましては、11月8日に第45回湯本地区文化祭を開催し、作品の展示や農林産物の即売会、リモートで実施した大学生と中学生による意見交換会の様子の公開なども行ったところでもあります。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案11件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例から、議案第5号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては、いずれも租税特別措置法の改正に伴い文言の改正を行うものであります。

議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります。GIGAスクール構想に基づき、小中学校に導入するタブレット端末等を取得するに当たり、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 令和2年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては障害者自立支援給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、特別交付税の増額など、歳出においては給与改定に伴う期末手当の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、鳥獣被害対策、各小学校トイレ改修工事の増などにより、歳入歳出それぞれ2,528万4,000円を追加し、予算総額を55億9,144万6,000円とするものであります。

議案第8号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、診療施設勘定において歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算総額を5,105万5,000円とするものであります。

議案第9号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、施設機能を保全するための最適化構想策定のため、歳入歳出それぞれ1,297万8,000円を追加し、予算総額を2億2,944万2,000円とするものであります。

議案第10号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、過年度分介護給付費等の確定に伴い、歳入歳出それぞれ778万7,000円を追加し、予算総額を6億5,698万

7,000円とするものであります。

議案第11号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出を2万7,000円減額補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和2年12月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで、暫時休議いたします。

11時5分まで休議いたします。

(午前10時48分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名でございます。質問は、最初に9番、大須賀溪仁君、次に4番、小山克彦君、次に2番、円谷要君、次に3番、大浦トキ子君、次に8番、熊田喜八君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が送られておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（服部 晃君） 初めに、9番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

9番、大須賀溪仁君。

[9番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○9番（大須賀溪仁君） 通告書のとおり一般質問を行います。

令和3年度の予算編成について。

新型コロナウイルス感染問題の収束がまだまだ見通せない現在において、今年度はかなり税収減になると思われ、令和3年度予算編成も厳しい状況だと考えますが、主に観光・商工業の令和3年度の予算編成の概要を伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

令和3年度の当初予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症や人口減少等の影響により、村税の減収や地方交付税の減額など一般財源の確保が厳しいと見込まれるため、行政サービスの質の低下をさせることのないよう事務事業の見直しを図りながら、第5次天栄村総合計画の5つの基本目標の達成に向け、計画を着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応する取組を推進してまいります。

なお、お尋ねの観光・商工業予算の概要につきましては、現在、予算編成中で具体的にお示しすることはできませんが、村商工会や観光協会など関係団体のご意見や要望なども踏まえながら、よりよい予算となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） まず初めに、村としての来年度予算編成の方針というのを伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

予算編成の方針を抜粋してご説明していきたいと思っております。予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、併せて新たな日常への対応に取り組み、さらに第5次天栄村総合計画の5つの基本目標を実現するために必要な事業を最優先かつ重点的に推進し、各公共施設の老朽化に伴う修繕、社会保障の充実などにも適切に取り組み、行政サービスの質を低下させることなく事務事業の見直し等も図っていくこととしております。

また、基本的な考えとしましては自主財源の確保、事務事業の整理、合理化など歳入の確保、歳出改革を徹底し、限られた財源の中で最大の事業効果を発揮するように創意工夫を凝らして取り組んでいくと。また新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、併せて新たな日常への対応、第5次天栄村総合計画の実現に資する施策、地方創生事業、重点事業を中心とした活力ある施策を計上し、行政サービスの質を低下させることのないよう、効果の薄れた事務事業の縮小、廃止等の見直しをするということで行っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。今年度、天栄村プレミアム商品券の発行事業を行いました。営業自粛や不要の外出を控えるなど村内経済が停滞していた状態でしたので、事業者、利用者にとっては大変好評だったと聞いております。7月販売の第1弾、10月販売の第2弾の販売状況はどうだったか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

プレミアム商品券の販売実績についてなんですが、第1期目については7月11日から7月17日まで販売数が1,000セット、2期目が10月25日から26日までで販売数が1,000セットというようなことで、いずれも完売しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これ、ワンセット1万円で各家庭5セットまでということによかったのでしょうか。今回何のトラブルもなかったのでしょうか。伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

1セット1万円で1万2,000円分の金券というようなことで、1世帯当たり5セットまでというようなことで間違いございません。

なお、今のところはトラブルがあった旨は聞いておりません。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 7月の第1弾の利用状況ですか、そういったものの集計は終わっているんですか、伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

1期目の状況なんですが、こちらにつきましては使用期限が1月10日までとなっておりますが、ただいまのところ、換金率が11月末現在で88%の換金率となっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今回、第1弾、第2弾、完売ということでしたが、過去の商品券事業については販売率というのはいかかなものだったか、伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、昨年というか、以前までのプレミアム商品券の発行というようなことで、その実績ということだったんですが、昨年につきましても春と秋、1,000セットずつというようなことで販売いたしました。こちらは全て売り切れてはおります。ただ申し訳ございません。換金率についてはちょっと今確認しておらないもんですから、後ほどお答えさせていただきます。

ます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。今回初めてそのスタンプラリーも同時に行いましたが、応募期間はまだ残っていると思いますが、その応募状況というのを把握していれば伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

スタンプラリーにつきましては、実施期間が7月11日から12月10日までというようなことでございます。11月末付の応募総数につきましては508件というようなことで、おおむね25.4%の方が応募しているというふうに推計しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。村内の景気回復に大きな効果があったと思われる天栄村プレミアム商品券、今後コロナ禍の状況にもよるとは思いますが、来年度の事業計画の見通しはどういったものでしょうか。今、査定中ということでなかなか回答は難しいと思いますが、お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、従来より商工会のほうでやっていた事業ということ今回プレミアム率をアップして行ったというようなことで、来年以降の実施等につきましては商工会の要望等も含めながら、今後のコロナ感染の状況、事業の効果等を十分に考察した上で検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 例年、商工会関係で元気まつり、またチャリティーゴルフコンペ、清酒で乾杯等の事業がありますが、来年度は今までどおりその事業を行う形でよいのでしょうか、やり方は変えたとしても。その辺どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましても商工会の事業でありますので、商工会からの実施の要望、そういったものがありましたらば検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今、多分いろんな団体の要望を受け付けていると思うのですが、そういったことは商工会関係の中ではあったのか、伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

正式な要望というのはこれからということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これからということですが、12月いっぱいということでは理解してよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

例年ですと予算編成時期にお持ちされるので、恐らくこれから12月中にお話があるのかなと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今の支援金支給など、新型コロナウイルス感染症対策で商工会が様々な事業の窓口となっておりますが、村で委託している支援事業、補助事業、どのようなものがあったか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村で商工会の窓口としてお願いした事業につきましては、まず新型コロナウイルス感染症対策の支援金、それから先ほどお話がありました商品券の発行事業、それから雇用調整助成金の申請費用の補助の窓口、それから新型コロナウイルス感染症対策備品等購入の補助の窓口、それから、そちらの申請と併せましてトータル的なこの新型コロナウイルス感染症に対する相談体制の支援というようなことで窓口の設置をお願いいたしました。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 村では、4件の事業を商工会で窓口業務をお願いしていくということでしたが、その4件につきましてはの利用状況というんですか、相談件数、申請件数とか把握していれば伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、村の給付金、第1弾、第2弾と合わせまして、こちらが申請が140件。それから雇用調整助成金、こちらについては相談が15件、申請が5件、それから備品購入補助金、こちらの相談については59件、それから今時点で申請につきましては13件ということでございます。

あと、もう一つのプレミアム商品券については先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今回のこの事業に関しましては、商工会の会員以外の方でも村内在住でお仕事をしている方も対象だったと思われませんが、会員さん以外の村内在住の方の利用率というか、分かりますか。例えばこの140件の中の何件が。そういうの分かれば。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、今回のこの相談とか申請につきましては、商工会会員、非会員に関わらず商工会で扱っていただいているということなんです、その会員の割合については、申し訳ございません、把握しておりません。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今回の事業に関しまして、商工会への業務委託料というのはいかほどだったか、改めて伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

商工会の先ほどの事業を含めた委託というような形で、純粋な相談窓口の部分の補助金については160万となっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今回、村でお願いした支援事業、補助事業というのは今年で一応終了という形でよろしいでしょうか。今年度で終わりということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、先ほど申し上げましたが今後のコロナの感染状況、それから社会の情勢、それから財源の確保というようなことを検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。国などでの支援事業、補助事業は延長されるものもあり窓口業務が続くわけですが、商工会に対しての支援の考えはあるのかどうか伺います。窓口業務への補助と伺いますか、そういったものがあれば伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

商工会には、これらの村の事業にかかわらず、いろんな国の助成金であったりそういったものについても相談窓口になっていただいているというようなこともありまして、できればそういったものを続けてはいきたいとは思っているんですが、先ほど申し上げましたが、今後の国からのお金のつき方であるとか、そういったものを勘案しながら事業効果も検証しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

続きまして、泊まってエールキャンペーン事業におきましても営業自粛や休業、県をまたいで往来自粛という状況が続き非常に厳しい状態でしたが、この事業のおかげで本村にも来客していただき何とか持ちこたえている状態だと感じますが、泊まってエールの利用状況を伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

泊まってエールにつきましては、今、11月末現在のところ、村外宿泊者が2,297名、それから村民の宿泊者が70名、それから村民の日帰りの方が130名というようなことになってございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これ、予算はもう使い切ったんでしょうか、まだ残りがあるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

11月末現在で事業費の合計が763万1,000円ということで、村の予算については710万ということだったんで使い切っておるんですが、観光協会からの自己の持ち出しということなどで若干ありまして、今、執行率は89%ということになっております。残については85万6,000円ほど残っているんですが、こちらについては12月中の予約で、ほぼ使い切っている

というようなことを聞いております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。G o T o事業を含めて、今、人の行き来が問題視されておりますが、来年度の考えというのはまだ定かではないですよ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

G o T oの来年度のということなのですが、こちらについても申し訳ないんですが、まだ今ちょっと予算編成中なことと、あと観光協会の事業ということですので、十分お話を聞きながら今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ぜひともご意見取り上げていただきたいと思います。

続いて、その入湯税の件に関してなんですけれども、新型コロナウイルス感染症問題が続く現状の中で、環境衛生施設の整備という観点で、消毒アルコールや使い捨て手袋などの衛生材料として配布してもいいと思うんですが、そういったことは可能なかどうか、伺います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午前11時33分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時40分)

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。お答えをいたします。

入湯税の使途についてでございますが、入湯税の使途の例示におきまして観光の振興、広報に関する費用、催物に関する費用としまして該当するのではないかとこのふうには考えております。

また、消耗品関係につきましては、今回の臨時交付金の中でも消耗品として予算として計上しておりますので、その中でご活用いただければというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 補助事業あるのはあるんですけれども、入湯税のその文言の中で環

境衛生施設の整備とあって、いろいろ文言あると思うんですけども、そういったものに対処できるかどうかだけ伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

入湯税の使途につきましては、主に施設等に関して記載しておりますので、そういったものには該当しないと思われまます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 施設の整備というのは、やっぱりハード面ということでしょうか。

その消耗品とかそういったものには対応できないということでも理解してよろしいでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

主に施設のほか、先ほど申し上げました部分での対応ということでもご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

では、観光・商工業について最後に村長の考えを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このコロナ禍の状況での商工業、観光業というようなことでよろしいのでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） 分かりました。こちらについては、大変この新型コロナウイルス感染症拡大が止まらない状況がございます。感染防止をしながら地域経済を回すというような考えでおりますが、国も各県も市町村もどこもやっぱり同じだと思うんですが、本当にブレーキを踏みながらアクセルを踏むというような大変難しい状況ではございますが、おかげさまで村内においては新型コロナウイルス感染者がまだ出ていない状況ではあります。いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況にはなっておりますので、この感染対策をしっかり行いながら、あとは、その商工業、観光業について、そのほかもそうなのでございますが、今日、第3次補正が閣議決定するというようなことでございます。国の動向を見ながら、あとはそういう補助等を見据えながら、観光、商業の振興に努めてまいりたいと考えております。

この新型コロナウイルス感染防止するのはなかなか厳しいのではございますが、今、ワクチンもできてきて来年の6月ぐらいには行き渡るような話も聞いておりますので、そういったところを見据えながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。ご支援のほう、ひとつよろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

（午前 11時46分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 小 山 克 彦 君

○議長（服部 晃君） 次に、4番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

4番、小山克彦君。

〔4番 小山克彦君質問席登壇〕

○4番（小山克彦君） 天栄村議会会議規則によりまして、通告のとおり2点質問いたします。

1点目、JA夢みなみ湯本支店の天栄支店業務集約について。

来年3月1日より、湯本支店の業務をATMを残し全て天栄支店に業務集約されるとの発表が、11月25日、住民説明会の形で行われました。唐突な支店閉鎖の表明に地区住民は大変困惑しております。湯本支店は地域の住民や企業にとって重要な金融機関の一つというだけでなく、村指定金融機関としての役割も担っています。このことについて村長の考えを尋ねます。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

JA夢みなみ湯本支店の業務集約につきましては、12月1日にJA夢みなみ代表理事組合長より、JAをめぐる経営環境について、近年の人口減少やマイナス金利政策の影響等により、信用・共済事業の収益確保が厳しい状況であることから店舗の機能再編に取り組んでおり、湯本支店については業務改善等を図り組合員へのサービスを継続してきたが、今後の経営状況は厳しい見通しであるため、天栄支店に移管、統合を図り、業務集約するとの説明を受けたところであります。

村といたしましては、このたびの湯本支店の業務集約につきましては、あまりにも早急な業務集約であり、さらにJA夢みなみは村の指定金融機関に指定され、湯本支店においても村税、保険料、使用料などの収納業務が行われていることから、湯本地区の組合員や利用者に配慮した対応が必要であると、JA夢みなみ代表理事組合長に申入れをしたところであり
ます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 再質問の前に、先日の11月25日、JAより住民の説明会に出された説明会の資料、これ、私用意しておりますので、議長のほうでご検討願いまして、これを参考資料として提出しますので、配布していいかどうかお諮りください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時33分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時34分）

○議長（服部 晃君） ただいま、4番、小山克彦君から一般質問の関連資料の配付お願いがありました。今ほど確認したところ、特に問題はないので、配布を許可します。

これより資料を事務局に配布させますので、暫時休議いたします。

（午後 1時35分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時36分）

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君の一般質問を続けます。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ただいま村長のほうより、12月1日にJAの組合長より説明を受けたというふうなお話がありました。その説明の中で、ここにも書いてありますが人口減少、それからマイナス金利、いろいろな環境の厳しさによって湯本支店を集約しなくちゃいけないという話は分かりますが、あまりにも早急で2月いっぱいということで約3か月ということで、農協の組合員をあまりにも無視した早急な対応だというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。

村長は、非常に早急で困惑しているという話であります。もっと組合員のことを考えれば、集約に対して1年とか、短くても半年間とか、そういう猶予をもらえるようなことを望

む声もあったんですけども、村長はその説明の中で、もっと具体的に要望というか、そういう話はどんな内容を話されましたか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も議員と同じように、あまりにも突然のことだったものですから、いくら組合のほうで決めたこととはいえ、指定金融機関としてその対応をしっかりとさせていただきたいと、猶予期間1年、それが無理であれば半年、そういうことを検討願いたいし、今の状態の中では私はそれを受けるわけにはいかないというようなことで、強くそこは要望したところがございますが、その中でも組合長から理事会での決議、そして総代会での決議事項であります。どうしてもこの収支が合わない、これまでいろいろやってきたんですがというようなお話もいただきましたが、私はなかなか納得できないというようなことで、もう一度検討していただくよう話をさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今はJ A夢みなみということで、県南一帯の農家の組合というか農協ということですが、そもそもはJ Aというのは農業協同組合ということで発足して、農家の経済的な基盤、生産基盤を確立するために発足したはずであります。たとえ弱小の人口が少ない、山間地の湯本地域で確かに言ってみれば利益なんか出ない赤字の支店かもしれませんが、やはりそもそもの農協の考え方、昔は農協のマークというのは、稲穂があって農業協同組合の協という字を稲穂でかたどったマークだったんですよね。今はすっかりそれもなくなって、J A、ジャパンファーマーズ何たらかんたらという、マークが変わったからかも分かりませんが、組合のための農協というよりも自分たちのJ AのためのJ Aになっちゃったのかなと非常に残念であります。

ただ、村長もその説明の中で、今後ともその延長というか、考えてほしいと言っていたのは大変心強いなというふうに思います。J Aでそういうふうに理事会等々で決めたことですから、なかなか難しいとは思いますが、であるならば我々役場として指定金融機関としてこれまで農協を使っていたわけですが、今後、地域の住民がいろんな面でJ A使うというか、金融機関を使う中で不便がないように考えていかななくてはならないんじゃないかなというふうに考えます。

それで、村の指定金融機関であるということで、今、村はJ Aにどういうふうな業務を行っているのか、例えば、じゃ税金はどんなものを指定金融機関として取り扱っているのかとか、それをちょっと具体的にご説明をお願いします。

これ、J A湯本支店は湯本支所が主に取扱いとかやっているかと思いますが、湯本支所長、

大丈夫ですか、じゃお願いします。

○議長（服部 晃君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

J Aのほうで取り扱っている費目なんですが、税金のほうですと税務課のほうの軽自動車税、村県民税、固定資産税、国保税、入湯税、法人村民税、建設課のほうだと水道料と下水道、あと教育委員会ですとバスの協力費、保育料、住宅使用料、あと住民福祉課ですと後期高齢者医療保険料、あと介護保険料等を取り扱っております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 取扱いはJ Aのほうで今支所長が説明した内容で取り扱っているということですが、これは自動引き落としもJ Aでは全てにおいてできているんですか。それとも、ものによっては自動引き落としもできない、直接J A湯本支店に行って納入するというような形を取っているのもあるんですか。

○議長（服部 晃君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 先ほどお話ししましたバス代の協力費以外は、J Aのほうで口座振替のほうをできるようになっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この口座振替についてはATMは使うということで、入金しておけば口座振替でできるということですが、例えば今、湯本支所では、これらの税関係、それから建設課の水道料、教育委員会の関係のやつ、支所でも取り扱っているんですか。

○議長（服部 晃君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

これら全部、湯本支所のほうで取り扱っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） J Aがなくなるということと、それから湯本支所のほうでも現金を取り扱って湯本支所のほうで支払いもできるという話ですが、J Aの湯本支店がなくなると、湯本地区の金融機関というのは郵便局が1つあるわけですが、これ郵便局というのは村の指定金融機関になっているのか、なっていないのか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

郵便局に関しましては、収納代理金融機関としまして、そちらのほうで税金等、こういったものは収納ができるようになっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今の総務課長の答弁ですと、税金等を収納できるようになっておりますということではありますが、そのほかに水道料とか学校関係のやつ、その辺も具体的に全部大丈夫なのか、そこまで説明してください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

収納代理金融機関としまして郵便払込用紙を使っていただきまして払い込んでいただければ可能となってきます。ただ、今までJA夢みなみさんとか銀行さんのほうで利用している納付書、こちらのほうについては今のところ、税金のほか保険料、こういったもの以外は使えないような状況でございますので、郵便払込用紙を使っていただいて払い込んでいただければ利用可能かと思えます。

あと、それ以外の一部使用料ですとか、先ほどのバスの協力金、こういったものの取扱いは村としては今のところは扱っておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） JAがなくなると郵便局を利用する頻度が多くなるかと思うんですが、今ちょっと総務課長の説明ですと税務課関係で役場で発行している払込用紙、あれを使えるのは軽自動車税、村県民税、固定資産税、あと入湯税は駄目。そこで駄目なのはまた改めて。それから法人村民税、これは役場発行の払込用紙で郵便局で納付できると。それ以外は郵便局の払込用紙に書き換えて払い込まないと駄目だと。あと住宅使用料とかバス代の協力金とか、それは郵便局からは払い込むことはできない。

ちょっと紛らわしいんで、ちょっと時間もらって整理してもらえませんか。というのは、これ、ちゃんと湯本の住民の人が分かっていると混乱すると思うんですね。ちょっと時間取っていただいて書いてもらいますか、紛らわしいんで。議長、いいですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時51分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時23分）

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お時間をいただきましてありがとうございます。先ほどご質問のありました税金、料金等についての資料のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、左側に記載されてあるものにつきましては、年間を通じて既存の納付書が送られますが、こちらの納付書で納入できるものとなっております。

また、中ほどにあります郵便払込用紙使用可能というものでございますが、こちらは既存の納付書では使用できないもの等を書き換えて、こちらのほうに記載していただいて入金していただければ利用可能というものでございます。

一番右側ですが、こちらは郵便払い込みができないということで、こちら3件ほどございます。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 急な資料の要求でこうやって作っていただきまして大変ありがとうございます。大変よく分かります。

J Aが集約されるのが3月1日からなので、これ恐らく住民の方々も分かっていないと思うんで、これをぜひ早いうちに湯本地区の住民に周知するような形を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

できるだけ早いうちに、こちらのほうの納付書の利用状況、利用形態等をお知らせしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ぜひ、早いうちにお願いいたします。

それと、もう1点あるんですけれども、J Aの口座を利用しているのは個人ばかりではありません。湯本ですと中山間の団体、それからNPO、それから、区とかの会計も多分農協を利用している区とかはあるかと思うんです。それから学校とかはどうなんですかね、そういうふうな団体があるんですけれども、団体はATMが残っていてもキャッシュカードは多分団体では利用できないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうになるのかお願いします。

○議長（服部 晃君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

今の件につきましてJAのほうに確認いたしましたところ、個人での振り込みはできるんですが、中山間とかそういった団体の振り込みに関しましては窓口でのみ扱っているそうです。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、中山間、NPOとかの振り込み等々のことは農協の窓口、つまり天栄支店まで来なくては用が足せないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

そのようになっております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、今、中山間、NPOとか、これは産業課関係だと思うんですけども、例えば消防団とか、あと区ですといろいろな補助金とかそういうのあるときに、多分JAの口座利用するかと思うんですけども、そういう団体というのは総務課関係では何々、どういうのってありますか。例えば地域活動協力金とかって20万の振り込みって、区は農協とかだばい。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防団、交通安全協会、行政区の3つでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） すると、学校関係のほうは例えばPTAとか、そういう学校自体のお金の取扱いとかというのは農協なんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

すみません、学校もPTAの活動費とか持っているかと思うんですが、そちらの通帳に関しましては農協なのか、郵便局なのかという確認はできておりません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうしますと、学校自体の会計のお金のやりとりというのはどういうふうに行っているんですか。例えば学校に送金するとかそういうことはどういうふう。農

協でやっているんですか、それとも現金でやっているんですか、まさか。だって学校の補助金と違ってあっぺした、学校に配布する。保育所とか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 2時32分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 時間いただき、ありがとうございました。学校に対する補助金ですが、湯本の学校に対する補助金はPTAの補助金がありまして、そちら農協の口座に振り込みとなっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、学校自体で通帳とかっていうのは学校って持っていないんですか、持っているんですか、その辺よく分かんないですけども。だって学校の事務の職員がお金を出し入れするというのはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

各学校で持っている通帳に関しましても、いろいろ学校独自で取り扱っている通帳もあるかと思いますが、恐らく農協がほとんどかと思いますが。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。やはり各団体、消防、PTA、中山間、NPO、区、結構農協を利用しているところが多いんですよ。これらが今後JA湯本支店がなくなることによって、かなりの不便、取扱いを感じるかと思うんですけども、それについてはどのように考えますか。できればそういう不便を感じさせないような方策を取っていただきたいんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、JAについては申入れをして、その回答は返ってきてはおりませんが、なかなか厳しい状況だというようなことで私も認識しておりますので、今後については、その利便性を

図る上でJ Aとしっかりと詰めるとともに、湯本にある郵便局でも取扱いがいろいろできるようなそんな働きかけをしながら、村としっかりと連携した取組をして利便性を図ってまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。ぜひ今村長がおっしゃったように、住民が不便を感じないようにやっていただきたいというふうに思います。

最後に1点だけなんですけれども、先ほど郵便局、J A、それから支所振り込み、現在、3通りの振込方法があると、湯本地区でという話でしたが、これ、今現在大体でいいですけれども、支所が何割、農協が何割、郵便局が何割というのは分かりますか、大体。要はどこが一番今使われているのかというのは分かんないですか。

○議長（服部 晃君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

今現在のそれぞれの利用率はちょっと分からないんですが、湯本支所現在で9月15日現在ですと、村税等の取扱いが41件で、金額が113万746円になっております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ありがとうございます。結構多いんですね、支所取扱いというのは、分かりました。

以上で、この1番のJ Aの天栄支店業務集約については終わりますが、ぜひ地元住民に不便をかけないようにお願いしたいというのと、あと村長さんには大変でしょうけれども、半年、1年猶予、その辺も、もうちょっと一押ししていただければ幸いです。

以上で1番の質問は終わります。

それでは、質問事項2、令和2年度予算における新型コロナウイルスの影響と令和3年度当初予算の編成方針についてお聞きします。

令和2年度は、新型コロナウイルス対策に傾注した年でしたが、令和2年度においてこのコロナ対策に費やした予算はどのくらいであるのか、11月末日時点における事業名と予算額、（財政区分を明記）を記した資料を提出の上、伺いたい。

また、これに伴い事業の見直しによる不用額が生じたと思いますが、11月末時点で不用額は幾らぐらいなのか、その不用額は今後どのように有効活用するのか、各課の事業ごとに不用額を明記した資料を提出の上、伺いたい。

さらに、このような経済状況の中、来年度予算の編成は非常に厳しいものと推測されるが、どのような方針に基づいて令和3年度の予算を編成していくのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策のため計上した予算は合計9億4,386万6,000円で、その財源は国庫支出金8億3,083万6,000円、県支出金300万円、その他19万7,000円、一般財源1億983万3,000円であります。なお、詳細は別紙資料のとおりであります。

次に、事業の見直しによる不用額につきましては、10月の臨時会までに補正した額は2,009万6,000円、12月定例会で上程する額は1,392万1,000円で、合計3,401万7,000円です。この不用額につきましては、今後の状況を見ながら適切に活用してまいりたいと考えております。

また、令和3年度の当初予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症や人口減少等の影響により、村税の減収や地方交付税の減額など、一般財源の確保が厳しいと見込まれるため、行政サービスの質を低下させることのないよう事務事業の見直しを図りながら、第5次天栄村総合計画の5つの基本目標の達成に向け計画を着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応する取組を推進してまいります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 新型コロナウイルス感染症対策の予算、求めました資料、大変詳しく提出いただきましてありがとうございます。

ここでちょっと質問があるんですけども、最初のところで一般財源で1億983万3,000円、これありまして、その内容の内訳が次のページから出ているんですけども、この中のどこの項目にこの一般財源、どこにも載っていないんですけども、これ、どういうことですか。4ページの縦計で1億976万9,000円ってあるんですけども、上、ずっと見ると、2ページ、3ページにその数字が出ていないんですけども。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

資料のほうの、まず1ページ目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策予算に係る資料でございます。

1番の部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の全ての額がこの中に記載されております。内訳につきましては、次のページから4ページまでというふうな形で記載しておりますが、こちらの一般財源の部分と各事業ごとに割り振りされていないというふうなことでございますが、臨時交付金の部分につきましては予算総額3

億6,703万9,000円ということで計上しておりますが、特定財源を記載しておりますが、全てが臨時交付金のほうで賄えるというものではございませんでして、一般財源のほうからも支出するような形で計上しておりますのでございます。このため、この内数に関しましては按分により記載させていただいているところでございます。

ああ、失礼しました。記載はしておりませんでした。全体的な額から大体按分しますと交付金の部分が68%で、一般財源につきましては大体32%というふうなことで、平均的な形で総額表示というふうな形で記載させていただいているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、一番最初の全庁の部分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、この1億983万何がしというのは、どれ、これに使うというのは決まっていなくて、按分でそれを振り分けるという話なんですか。予算総額で3億6,700万で、そのうち国庫よりの財源が2億5,000万で、それから県支出その他で一般財源から1億900万出すということで、その1億900万というのはどこに幾ら使うかは決まっていなくて、按分でそれぞれ振り分けるという話なんですか。よくその辺、分かんないんですが。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

地方創生臨時交付金の事業につきましては、まず一番上段の予算額から特定財源、一般財源というふうなことで、内訳は次のページからとなっております。この額、最終的な額でございますが、予算額に対してどの程度の実績となるか、見込めない部分でありますとか、また特定財源等々充当できるもの、できないもの等々もございまして、交付金以上に費用がかかっているものに対して一般財源を充当するというふうな形で考えております。

ですので、ここの部分に関しましては、その事業それぞれ交付金と一般財源でおおよそ按分でこのぐらいというふうな形での表示とさせていただいて、先ほど、おおよその割合をお示ししたところでございます。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この交付金、一般財源の各事業ごとに表示しておりませんのは、これはあくまでも予算でございまして、これから最終的に事業費が確定していくわけなんです、そういった意味で総体的に3億6,703万9,000円をこの臨時交付金の事業としておりますが、まずこの事業全体で1億円を一般財源としながら、この事業を実施していくことを表しております、

先ほど総務課長から答弁しましたとおり、それぞれ分けるとすれば、おおむね平均で6割ちょっと、あと3割ちょっとというような割合になるというふうなことでございます。あまり事業ごとに分けても、まだ額が確定しているものではございませんので……

〔「ちょっともう一回。あまり事業ごとに」の声あり〕

○副村長（揚妻浩之君） 事業ごとに振り分けをして記載しても、さほどあまり重いような数字ではないということで、今回は全体の額のみお示しをさせていただいたということでございます。最終的に事業が確定して決算が決まりましたら、当然、事業ごとに交付金額、それから一般財源の額は決定するわけでございますが、今の予算の段階では総額で押さえておいていただいたほうがよろしいかということで、こういうことにしております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ただ、2ページ、3ページ、4ページの中で、もう事業終了しているやつもありますよね。それについては記載がないということは、それも合わせて最終的なものを出すという話でいいんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この事業が全て終了いたしますと、国に対しても実績報告を出すようになりますので、その際は交付金がこの事業については幾ら、一般財源が幾らというようなことで、それぞれ細かい実績が上がってまいりますので、それでまた議会のほうにもお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ちなみに、これ2ページ、3ページ、4ページの中で、終わった事業については自主財源何ぼ出したかとかというの、多分確定しているはずなんですよね。それを出さないとか出せないというのは、ちょっと不親切じゃないですか。出せば記入することはできるんでしょう。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

暫定の数字ということであればお示しをさせていただくことはできると思います。これ出しておりませんのは、最終的に例えば交付金の交付される見込額が2億3,000万強でございますが、仮にその予算どおりに執行ができずに、例えばこの交付金を下回ってしまったというような場合には、この一般財源はもちろんゼロになっていくわけでございますので、それを下回るということは現実にはなかなかないのかなというふうに思われますが、年度の途中で

その数字を出すというよりも、最終的に決定をした段階でお示しをさせていただいたほうが、より確実な数字であるというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この項目に関する事業については、交付金が見積りで約68%、あと自主財源がおおよそで残り32%の割合で見ているということですね。何でこういうことを聞かかという、この後に各事業の不用額というの、これ出ているんですよ。これが今現在ですと3,400万。これからあと4か月等々を含めますともっといくと思うんですが、それらの財源をどういうふうに使っていくかということもこれから聞いていくわけですが、その場合に4月から11月までいろいろなコロナ対策、感染症対策、それから経済対策行ってきたわけですが、今後、冬になって、今も第3波、結構厳しい状態になってきていると。これ、今後、いつ我が天栄村も感染者が現れたり、そういうことが起きなければいいんですけども、それは可能性はあるわけなんです。そのための対策等々、今後もやっていかなくちゃいけないし、また令和3年度の予算の中でも組み込んでいかなくちゃならないというふうに思いますが、各課で今現在このコロナの対策いろいろやられてきましたが、今後この冬、それから来年度考えているコロナ対策、感染症対策並びに経済対策等々あるかと思うんですけども、それ各課ごとにどんなことを考えているか、予定しているか、それをちょっと説明願いたいですけれども、特になければいけないでも構いませんが、結構あるはずだと思います。どうでしょう。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

新年度のコロナ対策等の予算編成ということでございますが、現在、新年度に向けて予算編成中でございます。具体的な事業名についてはまだお示しできないということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、新年度のコロナ対策、まだ検討中でお示しできないという話でしたが、じゃ、この冬に向かったの対策についてはどうですか。総務課だけじゃなくて産業課、それから住民福祉課等々、やっぱりこの冬に向かったの対策というのが何かあるかと思うんですけども、そんな具体的でなくても結構ですけども、やっぱりやらなくちゃいけないことは数あるかと思うんですけども、それについての説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

まず、住民福祉課といたしまして、コロナの感染症の対策本部というのも事務局として請け負っておりますが、これまでとまらず同様に新しい生活様式を取り入れていただくということは推進してまいります。マスクの着用ですとか手洗い、手指消毒、うがい、3密の回避、換気、これからですと湿度の調整などもございます。これからの年末年始にかけての外出の機会が増えますので、感染している地域の往来などに慎重に対応いただきたいということ、この冬、過ごし方が重要であるということを防災無線やホームページなど等々で呼びかけてまいりたいと思っております。

また、さらに対策としましては、今インフルエンザの重症化を防ぐために、また医療現場の負担軽減を図るためでもございますが、インフルエンザの予防接種を推奨しております。65歳以上の方々が12月末までございます。窓口負担なしで行っております。またゼロ歳のご両親、あと1歳から18歳までの方、妊婦の方、60から64歳までの方につきまして、3月31日まで接種費用の助成を行っているところであります。

また、今後につきましては国でワクチンの接種を予定しております。今回の補正予算にも計上させていただいているところでございますが、その動きにも対応できるように、まずは体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

産業課においては、まず感染症対策の支援金ということで、一通り各事業者については10月末付で申請していただいております。お配りしたところでございます。

それから、先ほど来申し上げました商品券の発売であったりというようなことも一応終了しました。今後12月末までということなのですが、コロナの感染症対策の備品等の購入補助金、こういったものを12月までが対象だというようなことで、まだちょっと申請はまとめて上がってくるのかなというふうには思っているんですが、そういったものに取り組んでいたり、それから雇用調整助成金、こちらの費用の補助については国のほうが延長するというような方向ですので、こちらのほうも併せて延長する方針でおります。

それから、商工会における相談体制窓口、こちらのほうも続けてやっていきたいと思えますし、それから新しいものについては9月補正で上げさせていただきましたECサイトの作成委託ということで、ECサイト、eコマースということで、通販サイトの立上げをして、このコロナ禍の中で物が売れない状況を通信販売のほうでできないかというようなことを考えております。そのほかについては国の動静等を見ながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 教育委員会としてお答えいたします。

1つ、大きなGIGAスクール構想、今、文科省で進めているわけですが、GIGAスクール構想は、いわゆる学校教育の情報化というようなことであります。1人1台端末の早期実現あるいは家庭でもつながる通信環境の整備を国が進めております。

ただ、今回、コロナ感染症あるいは自然災害等の発生により臨時休業になった場合に、ICT（情報通信技術）の活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現をすることを目指して、国の中でも補助金として交付されております。本村においても新型コロナウイルスの感染状況あるいはクラスターの発生に対応して、本村においても今年度中に整備される予定の小・中学校の児童・生徒、教員に対しても1人1台のタブレット端末を活用してまいりたいと考えております。臨時休業の措置となった場合には、このタブレット端末、アイパッドであります。これを家庭に持ち帰らせて、教科書やプリントなどの学習と合わせてタブレット端末を用いた学習を行っていきたいというふうに考えております。

ただ、全ての家庭にこのインターネット通信機が整備されているわけではなくて、5月の本村協議会の調査によりますと、インターネット環境の約8割の家庭がその環境があるというふうなことが分かりました。この8割の家庭においては、インターネットの回線を利用していただくことで、このタブレットを用いた家庭学習ができるかと思えます。インターネットの回線のない2割の家庭については、村で契約した持ち運びが可能なモバイルルーター、持ち運びが可能な通信機、いわゆるモバイルルーターといいます。それとアイパッド、タブレット端末等を一緒に配付し、家庭でも接続できるようにやっていきたいというふうに思っております。

今後、臨時休業等、家庭での学習については、いろんな動画や授業ができるようにICTを使ってというように今年度中に整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） まず、今度、今ニュースで話題になっているワクチン、実は私、この質問作成するときに、不用だということを、やはりコロナで不用になったからには、しっかりコロナ対策に使わないといけないなと思って、その中でも一番中心になるのはワクチンの接種、そのときにかかる費用とかをこれで捻出したらというふうなことを思っていたんですけども、実は先週ですよね、ワクチン接種に関する費用を全部国のほうで持つというふうな話がありました。その後、県内の二、三の町村で、多分補正予算でワクチン接種用の予算取った町村もあるんですけども、まだ具体的にはっきりどういう費用がかかるかというのは

分からないかと思うんですけれども、例えば超強力冷凍庫、マイナス80度ぐらいの冷凍が必要だとか何とかいろいろあるみたいなんですけれども、その辺、今分かっている情報について、もし情報があれば知りたいんですけれども、それと、そういう補正予算を取った町村というのはどういうふうなことで、わざわざ国で出す予算を先んじて補正予算を取ったという理由が分かれば。分かんなくちゃあれなんですけれども、後から調べますけれども、その辺、説明していただけますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今お話しのごさいましたワクチン接種の事業でございますが、これは接種の体制を確保する事業ということで、まだワクチンが正確に日本人に合っているかどうかとか、いろんな疑問もございますので、その辺は国のほうでもしっかりと検証しながら進めていきますが、その前に、ワクチンをする前に、村民の方に接種券ですとかご案内の文章ですとか、そういったものをまず抽出するためのシステムの改修費用、あとはそういった接種券のクーポン等々、予診票なりの準備をするための確保事業ということで、今回の12月の補正に上げさせていただいている状況でございますが、こちら、ほかの市町村さんで先に上げていらっしゃるのちょっと理由は分からないんですが、今後、年度中にこの事業はやってほしいということで、繰越しはできないというような今状況になっておりますので、そのような事業で取り組む予定で上げさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

あと、産業課長にお伺いしますが、今まで村のコロナ対策、特に産業課だから経済対策行ってきたんですけれども、天栄村、農業の村ですよ、米、畜産、野菜等々ありますけれども、農業に対する対策というのがちょっと見えてこないというか、最近は需要がすごい減っているということで、野菜が大暴落しておりますね。それから米も1俵当たり1,500円安くなっていると。その農業関係の今の現状という、関係者の今の現状というのはどういうふうに分けていらっしゃいますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今の農業の現状というようなお質だったと思うんですけれども、まず、米につきましては議員おっしゃるとおり、令和2年度産米が農協の買取価格で1俵当たりコシヒカリで1,500円程度落ち込んでいるというようなことはもちろん把握しております。それから、や

やはりお米については昨年産米の話になってはしまうんですが、どうしても福島県産米は業務用米として使われているケースが多いというようなことで、やはりこのコロナで外食産業が衰退しているというようなことで、非常に米価についても他県よりも安く推移しているというようなことも伺っております。

それから畜産、特に和牛の業者さんについては、なかなか厳しいような状況も伺っております。こちらにつきましても、一応、国の雇用調整助成金であったり県の支援金であったり、あと村のほうも、もちろん直出しして、事業主になっていけば支援金の対象というような形にして支援してきたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

あと、次の様々な行事の不用の件に関してであります。今、資料見たんですけれども、ほぼ今までの行事の不用残というのが出ているんですけれども、1つ、各行政区に地域活動交付金、これ200万予算取っておりますが、今現時点でこれを利用した区というのはどのぐらいあって、どういうふうなことをやったのか、分かりますか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

3時半まで休議します。

(午後 3時17分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時28分)

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

[企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長（熊田典子君） お時間をいただき、ありがとうございました。お答えいたします。

何件でどのようなことをやったかというご質問でございますが、4件で主に花火等の実施でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

あと、主な行事の中で中学生の異文化体験事業委託料って予算あったんですけれども、それは実施したということなんですか、どうなんでしょう。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

[教育課長 関根文則君登壇]

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

中学生の異文化体験事業でございますが、こちら、事業終了しまして、こちら事業の内容は小学校3年から中学3年までブリティッシュヒルズに行って異文化の体験をするという内容でございますが、全て事業を終了しまして差額ということで減額したものでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今回の12月補正と10月までの臨時議会の補正等で補正したんですけれども、これは、ほぼ大体は役場からの補助金というか、各行事の不用額だと思うんですけれども、もう1点、いろんな団体に先に補助金として配っているというのがあるかと思うんですけれども、その団体の中で今回こういうコロナ禍の中で事業をやんなかったとか、規模縮小してやったとかというの、団体ごとであるかと思うんですけれども、まず、そういうふうなものに対しての対応というか、村としてはどういうふうを考えるのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

補助金の概算払い等に伴う……

〔「すみません、大きい声で。下向かないで」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 失礼しました。

補助金の概算払等に伴うものについてのお尋ねかと思いますが、その団体が規模縮小などして実施されたといった場合には、年度内、年度完了をもって、場合によっては減額というふうな形で対応をしていきたいというふうには考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、各団体のそういう事業を精査して、不用な場合には減額というよりは返還ということなんですか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 失礼いたしました。議員おっしゃいますように返還というふうな形を取らせていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。この11月末で約3,400万、これからまたいろんな面で不用額が増えるのかなというふうに思いますが、ぜひこの不用額、コロナ対策等々、これから大変な時期に来ますので、そういうものに有効に使うような方向性を取っていただきたいと思います。その辺について村長、どういうふうに今後來年の3月まで、この不用額の使

い方というか、それについてはどのように考えていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、この新型コロナウイルスが感染拡大してきている中で、感染防止をしっかりと行うこと、これが一番でございます。次に地域経済の経済対策、そこもしっかりと見据えながら、そこは取り組んでいかなくちゃならないと思っておりますが、Go Toキャンペーンも6月まで延期になるというようなことでございます。そのまま、なかなか今度経済的にも厳しくなる状況でもありますし、リストラ、企業倒産等も出てきておりますので、そういう雇用体制、様々な面、うちの村は基幹産業、農業、観光、そしてまた商工業の皆様方が大変な時期をしっかりと乗り越えていけるような対応策を練りながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。そして令和3年度の予算ということの話になるんですが、総務課長のお話、まだ具体的に決まっていないということで具体的に聞けないんですけども、であるならば、こっちからちょっと提案したいなというふうに思います。今年度に入ってからコロナ禍で4月、5月というのは非常に気持ち的にもそうですし、役場の体制も、例えば日にちを片方は数人に絞って家庭での仕事と出勤してくる人の仕事を分けたりとかという、それをやられたりとか、あと3階に事務の場を移したりとか、いろいろな対策をやってきたと思うんですけども、今日の村長の挨拶の中で、全国の町村会の提案の中で、すごいいいこと書いてあったんですね。「デジタル社会の推進については、小さい、遠い、不便等のハンデを克服して、そういうデジタル化を進めなくちゃいけない」というのと、あと地方でのリモートワークやワーケーション、サテライトオフィス、二地域居住等々、これを推進する。すごい大事なことだなと。菅内閣も発足してデジタル化推進するということで、ぜひコロナ後の体制の中で、我が天栄村はこのデジタル化をぜひ中心に捉えてやっていくべきだなというふうに思うんです。

例えば、役場では自宅でのテレワークとかというのは今年はやられたんですか、それとも単なる家庭で仕事をやれということだったんですか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

テレワークではなくて、村の場合ですと在宅ワークというふうな形で自宅に仕事を持ち帰って仕事をしていただいたり、または出勤時間の差を設けまして勤務していただいたり、場

所を分離して勤務というふうな形での勤務体制を取っておりました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。でも今後、コロナ後の対応として先ほど教育長がおっしゃった通信環境を整備しさえすれば役場でも、テレワークは可能になるのかなというふうなことを考えますと、村内の通信環境の整備というのは非常に大事になるのかなというふうに思っています。

何で大事かという、東京都の2月の人口について発表があったんですけども、初めて転出増というふうなことが報道されました。こういう状況ですので、ぜひ地方で働きたい、テレワークを利用して働きたいとか、そういうふうな考えを持っている人が多分多いんじゃないかなというふうに思います。我が天栄村は立地的にも関東圏から2時間半、3時間以内でありますし、テレワークするには環境的にもすごくいいところだなと私は思っています。それがすごい特徴だなと思っていますんで、ぜひ令和3年度から、その後も含めて、デジタル5Gもほかよりも率先して取り入れるとかそういうことをして、ぜひ関東圏の人たちに、この天栄村でテレワーク等々を発信してやるような体制が肝要かなというふうに思いますが、その点についてどうでしょうかね、村長、あと担当課長、誰でもいいですけども。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このデジタル化につきましては、この新型コロナウイルスの影響で、これが5年、10年かかったのが、もう1、2年で進んできたというようなことで私も認識しております。今後は二地域居住も進めておりましたが、サテライトオフィスであるとかテレワークも使いながら、いろいろできることもなってきました。東京の一極集中是正というようなことも言われておりますので、この機会に移住・定住のほかにも企業等々のサテライトオフィスなども含めながら誘致等を進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ぜひともお願いしたいと思います。

あと、最後に1点、私はこういう会議があるときには、湯本から30分、40分車で通ってきて出ています。今、村のいろんな中でいろんな会議、各何とか委員さんとかって会議あって夜とか午後とか来ていますけれども、リモート会議、これもできる環境にあるんですね。例えば教育関係ですと村の校長会やるとか、これなんかも校長先生、各学校でいながらにしてリモート会議もできると思うんですけども、今後、村のそういう会議も、これは絶対出席してやんなくちゃいけないというものを除いて、違うような会議であれば、ぜひそういうのリモート会議、デジタル化の一環としてやれば、湯本のいろんな委員になっている方もか

なりいいのかなというふうに思いますので、トンネルができれば5分ぐらいは短縮できているんですけども、5分か10分ぐらいは。それでもやっぱりこっちに来るとなると、なんだかんだってかなりの準備が必要で、通勤じゃないけれども通うのも大変なところもあるので、例えばリモートができれば、その前に座るだけでいいんで、そういうことも今後いろんな課で、もしできるのであれば、まず、そういう今できることからやっていってほしいなというのを提案させていただきたいというふうに思っております。教育長、どうですか、校長会とかそれ。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、今年度、校長会、リモートで3回ほど実施しております。今後、今ご指摘あったとおり、テレビ会議なんかをGIGAスクールで配備されますので、どんどん進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。ひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君の一般質問は以上で終了します。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時46分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	櫻 井	幸 治 君
建 設 課 長	塚 目	弘 昭 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 石 井 大 輔
事 務 局 長
書 記 森 步

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎一般質問

- 議長（服部 晃君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
ここで執行者の方々にお願いがございます。答弁は大きな声ではっきりとお答えするようにお願いいたします。
それでは、一般質問を始めます。
-

◇ 円 谷 要 君

- 議長（服部 晃君） 2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

[2番 円谷 要君質問席登壇]

- 2番（円谷 要君） おはようございます。

通告どおり、3点ほど私のほうから質問させていただきます。

まず、第1点目、村の村道、農道、のり面の管理についてお伺いします。

現在村が管理する村道、農道、のり面について、村では年間どのような計画を立てて管理をしているのか伺いたい。

また、行政区からの危険場所について、村で管理していただきたいと要望があっても実施できないとの答弁でしたが、なぜ実施できないのか。村ではその判断をする際に、危険場所を実際に確認して判断しているのか、説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

お答えいたします。

村が管理する村道、農道、のり面の管理につきましては、通年実施している道路パトロールにより、路面や路肩、のり面等の状況を確認し、車両や歩行者の通行に支障が生じている箇所や危険性、緊急性の高い箇所を優先して管理業務を実施することとしております。

行政区より要望書の提出のあった路線につきましても、同様にその必要性を十分に検討した上で、管理業務を実施しているところであります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その管理していることについては、それはもう多分しているんだろうと思いますけれども、なぜその実施できなかったことについて、私は伺っているんですよ。

村長にお伺いしますけれども、村長は村民の生命と財産を守るためにいろいろ災害に対していろんな対策を実施してきていると思っていますよね。それで、再度、確認のためお伺いします。本当に村長は村民の生命と財産を守るために、この質問についてどのように考えているか、本当の真意を聞きたい。お伺いします、村長に対して。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

災害等が発生した場合、災害が発生し得る場合、村民の生命、財産を守る、それは私の責務として感じておりますし、それはしっかりと対応しなくてはならないし、これまでもそのような対応をしっかりとやってきております。

今、議員ご指摘の維持管理についての生命に関わるような部分があれば、当然それはやっていかななくてはならないと思っておりますし、どういった場合のことを今質問しているのかというようなことで、なかなかその答弁に苦慮しているところでございますが、危険性がある、危険な場所、そういったところについては、優先順位を持ちながら対応してきておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 理解しろと言われれば、理解するしかないんですけども、じゃ、なぜ今までは、これは村長が決裁したんだか何だか、ちょっと私、前のことなんでちょっと分かりませんが、前は実施しているんです、認めているんです、その場所については。なぜ今年はその実施した場所について、今年には実施できないと判断に至ったという、その真意を聞きたいんですよ。前は許可して実施しているんですよ、ちゃんと決裁して。そのやったことに対して今度は今年にはできないと、その中身を聞きたいです、私は。なぜできないのかと。前はちゃんとやっているんですよ、村の予算出して。村はそれ、前回幾らかかったか予算分かりますか。それ調べてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

確かに平成28年度から、その箇所については前年度まで実施したのを確認してございます。その費用については、建設課職員が実施した場合のときと、あとは委託をかけて実施した場合とございます。

金額については、その中の全体で維持管理業務を委託している中でやっただけの部分ですので、その場所だけの金額ははっきりと出ません。ですが、今年については、現地の状況を確認し、職員からの報告を基に、私が通行に支障がないと判断しましたので、今年には実施しておりません。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 建設課の職員でやるのは確かに経費はかかりません。でも委託している場合もあるんでしょう。その金額を聞きたいんです、幾らかかったのかと。別に職員がやったやつの作業は聞いていないんです、私は。委託を頼んだときの金額は幾らかかったのかと。

じゃ、私の判断で実施したということですから、じゃ、それは村長、副村長も全然内容は聞いていないということですね、この件に対しては。それも併せてお伺いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

今年度の道路の環境整備といったことで委託を出してございます。その金額が、ちょっと私、路線だけ持ってきたものですから、委託金額まではちょっと……

○2番（円谷 要君） 課長、過去の実施したときの金額を聞いている、これからでなくて、前に実施した、業者に委託した場合の金額、幾らかかったんですかということお尋ねしたんです。

○建設課長（塚目弘昭君） その箇所だけ……

○2番（円谷 要君） その箇所だけ、みんな全体まで聞いていません。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午前10時09分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時22分）

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お時間を取っていただきありがとうございました。

ご説明いたします。今ほど、資料のほうお配りさせていただきました。今ほどご質問がありました。柿久保9の5の、こののり面についてのお話でございます。

今年度実施しなかった理由としましては、通行上、車、歩行者等に支障がないと私が判断したものであります。よって、ここののり面の草刈りを実施しなかったといったことでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 課長が判断したという、じゃ、なぜ私とお話したとき、私が判断したとそのときはっきり言ってくれなかったんですか。今になってここで質問されて、私が判断しましたと。そうじゃなくて、ちゃんと現場へ行って足場が大丈夫かとか、そういうのもちゃんときちっと確認したのかということ。してあるんですか。一応現場に上がって見てきましたか。それでも大丈夫だったと、危険性がないと。滑落する心配がないと、そういう判断したんですね。もし何かあったときは、その判断は誤りだったということはないでしょうかね。大丈夫ですか。自分で作業、この場合は作業して、自分で大丈夫だから、これはやる必要がないと判断したのならそれは構わないですよ。

ただ歩くだけでは支障がないけれども、作業をしたときのその過程を、そこまで先のことも考えて判断したのならそれは構わないです。そこだけです、聞きたいのは。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

現地のほうは私のほうでも確認してございます。この判断した際には、建設課の職員が状況等を、写真撮ってきたりして確認した際に、道路の通行上は支障がないというふうに判断いたしました。こののり面を全部を刈るといった作業につきましては、特段、実施をするという予定はございませんでしたので、実施はしておりません。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その実施するしないは、それはいいんです。その過程の中身を私はちょっと知りたかったものですから。だからその作業をしている状態で危険性がないかということを知っている。課長はその現場へ行って上まで上がって見たという、それで危険性がないと思ったんだよね。ここの作業やっても、住民の方はけがは絶対しないと、そういう判断したんですね。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

のり面に上がるといった想定はしてございませんので、そこについては上がらないというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 上がらない、今課長言った、上がらないとは誰が上がらないんでしょうか。課長が上がらないということなんですか。その場所には課長は上がらないから大丈夫だということですか。どういう判断なんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

こののり面については、道路ののり面というふうに解釈しておりますので、この上に人が登るといったことは想定してございません。なお、こちらののり面は道路ののり面ですので、車が乗り入れるとか、そういった、人がここを歩くとか、そういうふうには想定してございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） のり面のり面って、まあ、のり面の話なんですけれども、のり面だから道路には支障がないと。でも今までは建設課の職員とか業者が上がって作業していたんですよ。業者いたときには、はしご架けたりして危ないからといって作業していたんです。そういう内容まできちんと把握しての、その上がらないから大丈夫だということなんですか。お伺いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

確かに、平成28年から前年まで実施しておりましたが、今年度については竹やその他の樹木、そういったものが大きいというふうには判断しておりませんので、それが大きくなって管理上支障が出るといった場合については、そののり面を刈るとか、そういうふうにはしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 課長は大変なことは分かりますよ。あなたは一番かわいそうなんです。板挟みになって何とか説明しようとしているのは分かります。一番つらい立場なんです。それを一番よく知っているのが副村長なんですよね。課長経験が長いから何でも把握していますから。

だから、そういう中身で、別に俺、課長がね、課長をいじめているわけではないですよ。ただ、どういう過程だったかということを知りたかったのと、あとはまるっきりやらないというですね、それ。常にパトロールしながら、危険場所を把握しながら常に我々は作業しますと。だからそういうふうな説明をしていただければ、行政区にしていいただければ。区長は全然分からないんです。まだ若くて行政区の集まりで、行ってこい、行ってこいと、こう言われて来ているものですから、だから、ただ聞いて帰っていただくですからね。だから、そういうふうな中身をきちっと、今回まだこれだけだからもうちょっとしたらじゃ入りますとか、いろいろ説明の仕方があると思うんです。課長としては一番つらい立場ですね、申し訳ないんですけれども。なかなか答弁には苦慮するところがあると思います、あなたが一番かわいそうだ、本当に。

そういうことで、そういう行政としてはだから、常にパトロールをして、常に危険場所があれば順次そこを実施していくということで、私は頼まれた以上、行政区に行ってこれを説明しなきゃならないんですよ。そういう流れで、最終的には何だかんだしたってやっぱり村長が判断、一番最高責任者だから、決裁者でもあるし。だからそういうことで説明してきてよろしいですか、村長。そういう中身で、私のほうから行って。いや村長の答弁。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その決裁、判断というのは、全てが私が全部やっているわけではないことはご理解いただけるかと思うんですが、その危険性、危険度合い、優先順位、道路を管理する管理者の立場から言わせていただければ、道路は車や歩行者、人が通行するものであって、のり面につきましては、ここから落石、土砂崩れ等が発生するおそれがある、倒木があったり、あとは雪が降ったときに竹が倒れると、そういった場合の危険性を感じて、そこは刈り払いをしたりというようなことで進めてきております。

今回の場合、写真を見たり、私も現地も場所が分からなくて行ってきました。課長が言った答弁のとおり、そこは今すぐ刈り払いをしなくても今年は大丈夫だという判断、これは間違いのない判断だと思っています。

村内を見渡しますと、こういう箇所は何か所もあります。各行政区からの要望もあって進めていくところ、そこを担当者なり課長がやっぱり判断して対応できなかつたらば、いちいち村長決裁で、危険なときに、そんな時間、私が出張でいなかったと、村長から決裁もらえないからできなかつたと、そのような対応はできないように進めてきているわけですので、今後もそういったところ、現地を見ながら担当者なり課長が判断してやっていくというようなことで進めていっておりますので、そこについては、議員、ご理解をいただきました。

いと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長のその答弁も十分承知しております。ただ、28年から継続でそれまでやってきたという経過がありますから、だからそれはパトロールしていて、毎年毎年危険だと思ったからやってきたんだらうと私は解釈してますよ。

今回はできないのはできないで、それは村長の答弁のとおり、私はだから行政区へ行って説明します。ただ、常にパトロールして危険と感じたときにはすぐに実施しますということ報告してよろしいですかということをお伺いしているんですよ、村長に。私が行政区に対して答弁するのに、常にパトロールした段階で危険だと認めたときには作業に入りますよということをお伺いしているんですよ、村長に、私が。

いや村長です、村長です、課長はかわいそうだからいい、あなたは。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

それは担当者なり課長が判断した中で、これは緊急性を要するといった場合には、これまでもそれについては対応してきましたので、そのような対応をさせていただきます。しかし、どうしてもその部分だけで改善できる部分、これは相当予算が必要だし、コンサルもかけなくちゃならないといった場合、それは状況に応じた対応をするというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 大きなそういう災害とかそういうのを予定しての質問じゃないんですけども、たまたまそれ28年から継続して昨年までやっていた、現地も村長も上がって見た。確かに大した草木ではない、前にやっているから、実施しているから、だからすぐには伸びない。だから伸びてからでは大変だというその行政区の話もありますけれども、私はだから、村としては常にパトロールをかけます、かけていまして危険場所、いろいろなそういう危険場所があるかないかを常にパトロールで見歩いて、そういう場所があったならば、常に優先順位を上げて村としては実施したいと、そういう答弁をしてくれていいんですかと私は村長に聞いたんです。行政区に対して。

私が答弁をしてよろしい、そういうふうな答弁をしてくれてよろしいですか。だって、村長が言ったでしょう、危険性があれば常に実施、パトロールして、職員が見てあそこ危ないというふうに課長に上がれば、課長が、じゃ副村長、村長にあそこ危ないからと。課長の判断で任せておくんであれば、課長が今度は順位を変えてやるとか、そういう中身の話をしてくれてよろしいんですかということをお伺いしているんですよ。私が行政区に対して説明しますよと、

そういう中身を。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

状況によって判断をするというようなことでございます。

すぐ見て判断ができる、もう松くい虫に食われて松の木がもう倒れかけているとか、それは状況判断でできると思うんですよね。例えば、のり面が一部崩れていたと、じゃ、そこだけで直るのかというのはなかなか判断ができない。確かにそれは即やらずにちやならない部分ではありますが、なかなか費用負担とかあってできない部分もあるので、なかなかその全てにおいて、それが、じゃ、分かりました、できますよというようなことの回答は、なかなかこれはできないと思うんですよ。状況を見ながらその判断をしていく、それで対応していくと。即刻、落石があるとか、見てすぐ対応できるようなものに対しては即刻対応しますが、なかなか時間的なもの、費用がかかるものに対しては、その対応が変わってきますので、それについてご理解をいただきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、村長の言いたいのも大体分かるんですけども、だから私はそんな大きな問題を言っているわけじゃないんです。だから、私は行政区から頼まれたからここで答弁して、執行部から答弁をいただいて、そのやつを報告するだけなんですけれども、私が報告する内容は、だから村が一生懸命パトロールして危険場所があれば順次そういうふうに対応します、対応するという考えでいますということで答弁してきてよろしいんですかということです。あまり難しい話じゃないんです。そんな難しい話ではないと思います、私は。だって村は危険場所があればやるっていうのですね、パトロールしてその、だからそれは予算の問題、予算の問題と大きくなって、そうじゃなくて、それはそれなりにいいです、もし、予算がかかるときはちょっと時間がかかりますとかと説明しますから。村は一生懸命やるということで、そのパトロールを常にかけて、そういうのを監視しながら、そういう場所があれば順次、それ順番を変えながら実施したいという考えであるということによろしいでしょう、村長。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その危険だという判断の下に対応するのは、これは当然でございます。議員ご指摘の今の箇所であれば、これが竹が長く伸びてきたり、木が育ってきて道路のほうに倒木、倒れる危険性があると、それは対応しますので、そのような説明をしていただければと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、そういう対応は、ひとつよろしくお願いします。これは、村長も、村長は村民の生命と財産を守ることに対して一番最重点として取り組んでいっていることと私は思っています。村長の考えは分かりました。

じゃ、副村長にちょっとお伺いします。

3月の議会で副村長の選任について議会で同意し、それにしたことについて、私は議員として責任を持って副村長の言動を注視しながら見守っていきたいと思っています、任期中は。

そこでお伺いします。副村長もその就任挨拶の中で、村発展のため誠心誠意努力してまいり所存でありますとご挨拶ありました。この言葉に対して、村民の生命と財産を守るというその重要性も含まれているのか、ちょっとお伺いしたいです。副村長の考え、副村長の挨拶の中身に対して。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午前10時41分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時43分)

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、質問の内容を改めます。

じゃ、これも副村長にお伺いしたいんですけども、だからその危険性を、村長と多分同じ考えだろうと思うんですけども、気持ちとしては、副村長の考えとしては、やっぱり村民の生命と財産、これはやっぱり守っていかなくやならないということを行っているとは思わうんですけども、その危険性に対しても判断はやっぱり村長と変わらない判断なのか。一言、一言お願いします。

すみません、議長。

○議長（服部 晃君） 円谷君。

○2番（円谷 要君） すみません、なかなか大ざっぱで申し訳ないんですけども、ただ、村を執行していく中で、村民の生命と財産を守るという考えは、私はこの危険性のあるものに対してそんなんですけども、村長と同じ考えで一生懸命村民のためにやっているという考えで、中身は同じなのかということをお尋ねしたかったんですけども。考え方。趣旨が違ければいいですよ、じゃ却下しますから。

じゃ、議長。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、副村長は答弁は結構ですので、申し訳ありません、却下します。

ただ、じゃ、村長にまたお願いしたいんですけども、まず、一番は村民に危険性が与えないような環境づくり、まして生命と財産はこれ一番大変ですから。村発展のためには村民の発展がなければ村は発展しませんから。そういう考えで極力村民のために、こういう問題に対しては努力していただきたいと思います。

1番の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（服部 晃君） 一般質問の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時45分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時59分)

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

村が単独で実施している農業・観光施設の指定管理委託料及び農業振興事業補助金についてお伺いします。

現在、村単独で実施している指定管理料及び農業振興補助金について、下記の点について資料を提出の上、伺いたい。

①指定管理委託を行っている農業・観光施設の数と金額はどのくらいなのか。

②補助金は何種類あるのか。

③補助金のうち、個人への助成は何種類あるのか。

④補助金のうち、個人への助成額と助成回数はどのくらいなのか。

⑤助成額を決定するための過程はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、指定管理委託を行っている農業・観光関係施設の数は5施設であります。本年度の指定管理料は合計で1,490万円であります。

次に、村が単独で実施している農業振興補助金のメニューは14種類あり、うち個人への助成は6種類であります。

また、個人への助成額は延べ776万1,440円、助成回数は延べ79件であります。

これらの助成額を決定するに当たっては、補助の必要性、有効性、妥当性を十分勘案しております。

なお、詳細については別紙の資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 指定管理委託をしている団体は、項目は5つ、資料を見させていただきました。

それで、予算編成の中でやっている最中だと思うんですけども、来年多分指定管理の委託契約が切れると思うんですよ。3月、3月でしたかね、切れるやつがあると思うんですけども。それに対してなんですけれども、1つは天栄村振興公社に対する羽鳥湖畔オートキャンプ、スキー場関係の補助金ですね、オートキャンプは年間450万、スキー場が年間900万、両方合わせると1,350万円になるんですけども、これは最低限必要だと思って試算した中の金額なのか、それとも、これはずっと何年も遡って、それらが継続されて前例主義でやってきているのか、それを何回か検証したことはあるのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今年、道の駅とオートキャンプ場とスキー場については、今年度末で指定管理が切れることとなりまして、ただいま11月16日から12月15日までの間、指定管理者を募集している最中でございます。

それで、その指定管理料の金額についてなんですけど、この指定管理に募集していただく際に、その応募者の方が作成する事業計画書、そちらによって作成する収支計画案を頂いております。それを基に指定管理料というのは定めております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） それは、応募者が見積りをしての試算の仕方という、聞きましたけれども、前回、私質問した中で、一般質問でなくて違うほうの予算のやつで質問した中で、課長から提出させていただきましたスキー場とオートキャンプ場の年間収支の明細、勘定、これね、あるんですけども、スキー場のこのやつ見るとですね、スキー場その他の売上高が4月から2月まで上がっているんですよ、これ。だからやっていない時期もこうやって売上があるのか何だか、ちょっと分からないんですけども、支出関係もそれに伴って出ているし、だから費用の関係も出ています。キャンプ場も4月から2月までこの金額が提示されているんですけども、例えばスキー場は12月からですよ。17日の日に祈願祭多分やると思うんですけども。そういうふうに年間通して売上高を見ているということはどういふことなのか、ちょっとこの資料は分からないんですよ、中身が。課長、これは正しいと思って

判断したんだかそれはちょっと分からないんですけれども。

これちょっと課長、これよこしたとき見ましたよね。青いペンでアンダーライン引いて出してくれましたけれども。4月から、やってスキー場の営業というのは、12月、1月、長くて3月頃かと思うんですよね。そういうふうに平べったく、営業していないのに上がってくるというのは、何かこの指定管理者のやり方が、ちょっといまいちそれ納得できないんですけれども、そこら辺は課長、全然気にもしないで大丈夫だと思ってこれ出したんだか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

恐らく議員、それは9月の決算議会の際に出された資料の、各施設の収支の状況ということを見ておっしゃっていただいていると思います。

今、お話がありました、なぜそのスキー場であるとかキャンプ場がやっていない時期にも収入収支が上がっているのかというような話だったんですが、これはちょっと前にも説明させていただいたかと思うんですが、あくまでも決算上で、例えばスキー場であれば指定管理料が年間900万ですか、それを頂くわけなんです、それを均等にならした形で決算書は作るというようなことで理解させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 金額残すわけにいかないから、均等にばらすしかないんでしょうけれども、予算があるうちはいいんですけれども、予算がなくなればだんだん減ってくるという、そういう考え方でもよろしいんでしょうかね。まず、均等にばらすって、これが正しいんだか正しくないんだか、ちょっと私も分からないんですけれども、これからまだまだスキー場はどのくらい運営できるか、それもやっぱり雪の関係で日数が決まると思うんですけれども。

毎回、何かしらあるとこのスキー場の問題は出てきます。だから私、たまたま湯本の人とお話ししたらば、湯本の意見も聞きました。大体半々くらいじゃないか、考えが。だから、実施してもらいたいという方もいますし、赤字を出してまで運営する必要があるのかという意見の方もいるそうです。だからやっぱり早めにこれはスキー場の考え方は、もうちょっと検討していただかないと、いつまでずるずるやるんだか、村長の考えはどうなのか。村長、ちょっとお伺い、お聞きしたいんですけれども。このスキー場の運営について。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

前にも答弁はしたかと思うんですが、スキー場の運営につきましては、現在温暖化の影響

もあって、昨年も1週間ほどの営業であったし、その前の年もなかなか厳しい中での運営となってきた状況もあって、今後、またそのような状況、それと施設等、リフト等老朽化してきている部分もあるので、総合的な判断をして、今後については決めてまいりたいというようなお答えをしたところでございますので、これも同じ考えでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） やはり、そういう経費の毎年毎年、機械というのは壊れてきまして、修理もどんどんかさばると思うんですよね。費用もそれに応じてかかります。だからある程度のやっぱりその、そういう考えであれば、だらだら引き延ばすんじゃなくて、はっきりこういう計画で何か年計画でこういうふうには、じゃ、そういうのはじゃなくしましょうとか、そういうふうな考えがあるんだかないんだかそれ。

それ雇用の問題は、昔はそういう雇用のためにいろいろな施設をつくったんだろうと思いますよ、前は。でも今は、そういう時代ではないと思うんですよね。だから村長の決断、これいかに、それだけ費用が出ていかないわけですから。後の処理は幾らかそれ、大変な金額もかかると思うんですけれども。まず、いつまでも同じそういう答弁をいただく、するたびにそういう答弁はいただくようになると思うんです。でも、決断はやっぱりある程度早めに決めていかないと、だらだらいくとやっぱり、金額はどんどん補助金を出していかなきゃならないという立場になりますから。だから、今度は来年の3月に委託契約結ぶようになると思うんです。そのためには、やっぱりこの金額をそっくりまた同じく乗せるということによるしいですか。お伺いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

この金額をまた継承するのかというお話ですが、先ほど申し上げましたとおり、ただいま指定管理者を募集中でございます。その中で、事業計画を出していただいて、新たな指定管理料を算定してお互いで協定するというような形になっておりますので、ご理解ください。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、あくまでも村としては、金額は提示しないということですね。提示しないということね。じゃ、この450万と900万は村からは提示しないと。あくまでもその委託業者が出す見積り。でも、委託業者が同じなら同じ金額が上がってきますよね、多分、それに決まれば。だから、そこの中身を村としてもやっぱりある程度検証しないと、見直していかないと駄目なんじゃないですかということをお伺いしているんです。そういう考えはあるんですか。お伺いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

もちろん、指定管理者を委託してくれる業者がありきの指定管理制度でございますので、まずはそちらの方たちが応募してくる収支予算書の中から足りない分をお支払いするという形は取りたいと思っております。ただ、あまりにも現実にかげ離れたものであったり、そういったものについては、是正して協定を結びたいというようなことでございますが、あまりにもこちらのほうで金額的なものを低く設定してしまいますと、やはり公の施設の指定管理ということで、サービスの低下を招きかねないというような一面もあるのをご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや別に、村で算定してこういう金額で私はいいいとは言っていないですよ。ただ、向うから上がってくる見積りの額でそれを審査するわけですからね。だから取りあえず、村としてもやっぱり基本としてその、ある程度の試算をしておかなきゃならないんじゃないですかということをお伺いしているんですよ。何も安くしなさいと言っているわけじゃないです。上がってきたやつを照らし合わせてどうなのかなと、それが一応目安になると思うんですよ。そういうことはしないんですかと聞いているんです。村としてはやらないんですかということです。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

これから指定管理を今募集しているものについては、数年来の積み重ね等ございますので、それらの収支決算上なども見ながら、それを参考にして協定を結べればというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） まあ、だから、村独自で一応試算しようという考えじゃないということだよ。上がってきたものに対して前例主義みたいじゃなくて前年のやつを見ながらただ対応するという形なんですかね。それはやる気があるかないかの問題ですけれども。

とにかく、この金額は多分、私の覚えている上では、私が議員になってからほとんど補助金額というのは変わっていないと思うんですよ、ずっと。それはなぜかということ振興公社がずっと継続で、入札で取ってきて同じ業者がやっているから、多分金額が変わらないと思うんです。でもやっぱり、ある程度はやっぱり、そろそろ3年に1回の契約期間が切れる、委託期間が切れるとなれば、試算表は多少委託業者は出してくれます、このスケジュールにうまく合わせてずっと作ってきます。だから村単独である程度の試算表作って、見積り作って

おかないと。何でこんなにかかるんだろうと、不思議だとかそういうのは一切今まではなかったんですかね。お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど指定管理料が数年来変わっていないんじゃないかというお話だったんですが、3年に1回の見直しを執行しております。今年度はスキー場は900万ですが、その前の1期については990万、その前については1,100万というようなことで、そういった減縮等も行っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） だんだんと、試算しながら見積額を見ながら安くなっているというのは分かりました。今回はやりましたか。来年3月ですから、ああ、じゃ、見直しやってみましたか。それなら結構です。

ただ、あと、これは全部の委託契約している内容は全部、じゃ予算書作成している中で、契約の期間が切れるやつ、あと毎年契約のやつとかいろいろありますよね。そのやつの中身も全部検証して全部見たということによろしいですね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、一応3年間同額でというようなことが望ましいと、それにつきましては、やはり指定管理者は長期的視野に立った運営をしていただきたいというようなことで、単年度ずつ変えるのではなく、そのような取り方をしております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 大変、質問の仕方が悪かったみたいで申し訳ないです。ただ、このスケジュールとかのこれは、振興公社に対するやつはこれは3年に1回ですから、金額決まっちゃえば3年間出さなきゃならないんですから、これは委託契約ですからね。ただ、これはこれでいい、これはちゃんと切替え時期になれば必ず計上して見直しあるかないかをちゃんと確認していますということによろしいんですよね。あとは単年度のやつもありますよね。単年度はないんだっけか。そうですか、申し訳ありませんでしたね。

あとだからその、ここにもちよっと農業関係のやつで載せて、これはこれでいいんですけども。

次の団体のやつで、いろいろ項目あります、これ補助金、村が団体、個人宛てで14項目あります。この中で、1番、これは天栄村ブランド化推進事業補助金、347万6,000円という金

額が載っていますけれども、天栄村ブランド化推進事業補助金というのは、この内訳、内訳ちょっと分からない。前は150万円くらいだったのかな、私の記憶あるのはな。私の記憶でなければ、この347万6,000円の内訳がちょっと分からないですね。だから、こういう内訳も欲しいし、あとこれ、新規農産物栽培実証事業補助金、これは71万6,000円執行、出ています1件。これは前は多分マカ、マカに対する金額が、9月の決算書とか予算書の中では出していたのか、天栄村ブランド推進協議会の中に入っていましたよね、マカのやつに対しては。今回は、これは振り分けたということはどういうことなんだかちょっと分からないんですけども、これは中身がちょっと分からないね。だから推進協議会への補助金347万、これは食味とかにかかるのは幾らですよ、これらはこれは幾らですよと、そういう、それからの積み上げだろうと思うんですよ。それ分かれば明細ちょっと教えてもらいたいんです。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、ブランド化推進協議会の補助金の内訳についてでございますが、まず、150万がブランド化推進協議会の運営補助金でございます。それから51万6,840円、こちらにつきましては、国のほうから頂いている、山村活性支援交付金事業というものを年間頂いているんですが、その村補助金というようなことになります。それから145万1,160円、こちらについては、そういったブランド化を進めていくための、例えばマカの商品化だとかそういったものに使う補助金でございます。それから新規農作物の実証補助金、こちらは個人に対して71万6,000円ということなんですが、こちらについては、1件の農家さんのマカのハウスをかける補助に対して71万6,000円を補助しているものでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その内訳の金額の話、もうちょっと、もう一回お願いしたいんですけども、145万1,000円は何でしたっけ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらについては、新たな地域ブランド化をつくるためのいろいろなデザインであったり、ブランディング、それから販路拡大、そういったものに使わせていただいております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そのブランド化のためのPRとかいろんな資料とか、そういうふうなのに対しての費用ということによろしいんだろうと思いますけれども、これは145万1,000円というのは一般財源、村の。これは県とか国じゃなくて。村、村、はい。

じゃ、これはここにもマカが入っていますけれども、これはまた別枠の内容ということですか。内容。例えば種の補助とか、それがこっちに上がって、下がハウスとか資材関係とかという、そういうふうに分けてよろしいんですか、はい。はい、結構です。

じゃ、あとこの7番目の農業経営規模拡大支援事業補助金、これ509万3,000円、これちょっと6件出ていますけれども、この中身ちょっとどういうものか教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

水田農業経営規模拡大の補助金につきましては、まず交付要件としては、村内に住所を有する農作業受託組織、それから機械利用協同組合、それから認定農業者等が、水田に係る営農計画書において、稲作面積がまず2ヘクタール以上でありまして、その条件を満たした方について、50アール以上かつ契約期間が5年以上の方、または農作業の受託契約及び契約面積が1ヘクタール以上、これは増えるという意味ですけれども、増えてかつ3年以上それを継続するというようなことの方について、まず50アール以上増える方については、上限50万として機械の購入補助として3分の1、それから1ヘクタール以上の方については、こちらは上限を100万として3分の1以内というようなことで行っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今の説明で大体は分かりました。これは農家が集約して規模拡大した段階で、それに対しての申請があった場合の補助金。これ、村単独の資金ですよ。それで50アールについては50万、1ヘクタールについては100万、上限が。そして50アール以上の規模を拡大して5年以上の契約をもって、その中身に対して、みんなその達成した段階で村は補助すると、規模拡大のために。分かりました。

この契約というのは、これは毎年、いつまでという期間はないんですかね、この事業に対して。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今のところ定めは設けておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、最後に、これ14番目の質問しますけれども、地産地消拡大応援事業補助金、これはあくまでも個人宛てなんですけれども、13件出て18万3,300円、中身というのはどういうふうな仕組みになっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの地産地消拡大応援の事業補助金につきましては、農水の補助金という一面もあるんですが、今年について、コロナでなかなか消費が伸びない農産物を、村内の飲食店や宿泊施設に村内の農産物を使っていただくというようなことを目的といたしまして、そういったものを買っていただいた、個人とは言っているんですが、その事業者が村に申請していただきますと、月当たりの村の生産物に対しての補助を20%受けられるというような補助金でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これは前に聞いたのは、度忘れしてて再確認で聞いたんですけども、前に。そういうふうに課長に説明受ければ、村内の業者さんが買物して、それに対しての手数料、分かりました。これからも、やっぱりこういうコロナ禍の中で大変農家も苦しんでいます。その中で、いろんな補助制度をうまく活用していただくように、ある程度産業課のほうでもいろんな施策をしながら、資料等何でも開示しながら進めて、農家のために頑張りたいと思います。

以上で、2点目は終わります。

では、3点目、お伺いします。

3点目は、種もみの注文取扱いについてお伺いします。

今年も、産業課で注文書の取りまとめ等が実施していますが、米価がこういうコロナ禍の問題で昨年より、コシヒカリでいたしますと1,500円の下落、コシヒカリよりも農協買取価格が1俵当たり400円とありますが、これ訂正してください、これ500円です。間違えました、私。これは品種が入っていませんけれども、ゆうだい21です、言うておきますから。だから1俵当たり500円も安いゆうだい21という品種を作付して農家にどんなメリットがあるのか、また村にはどのようなメリットがあるのか伺いたい。

さらに、村は食味コンクール大会とかいろんなのが、目先で、食味優先として考えているのか。農家の収益を上げる検討をしたことがあるのか。また、食味を重視したいと思っているのであれば、そういうプロ組織というわけではないけれども、一つの組織、グループが今一生懸命やっていると思います。お願いしたらどうなのかお伺いしたい。

また、前回、私答弁していますけれども、前に同様の質問をした際、答弁で、いろんな事業者、ブランド推進協議会とか、作付するのは農家個人個人の判断だから個人にお任せしますと、最後の答弁、そういう答弁を私は望みません、そういう答弁は要りません。ただ、これをやって、この事業を後押しして村は何をメリットとして考えてやっているのか。村民に対してどれだけのメリットがあるのか。こんなコロナ禍で減収した中で、安い品種を作付さ

せようとする、そういう考えはどこにあるのかちょっとお聞きしたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村で注文の取りまとめをしておりますゆうだい21は、平成29年に福島県の産地品種銘柄に設定され、平成30年からはゆうだい21として販売することが可能となったことから、自ら栽培を希望する生産者の声も多く、広報等を通じて令和元年度産の作付より、希望者に種もみの斡旋を行っているものであります。

確かに、現状においては農協買取価格においてコシヒカリより安価で取引をされておりますが、ゆうだい21は良食味であることのほか、コシヒカリと比較して、いもち病に強く、また倒伏しにくく、近年温暖化が進む中において、高温条件下の栽培でも乳白米などの発生が少なく、外観、品質が低下しにくいなどの特性があり、生産面においてのメリットが確認されております。また、数年間の栽培実績を見ても、ゆうだい21が村の風土に適している品種であり、村といたしましても、生産量や価格の向上も含め、今後もブランド米としての育成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 確かに品質的に、食味もいいし、確かにそれはすばらしい品種だと私も思いますよ。でも、今、今これほどの下落の幅があって、なぜそこまで、それは最終的には個人の判断だとなるのは分かっています。でも、村は農家の収益をどういうふうに、増収するためにはどういうふうな考えがあるのかということを知っているんです。米はいいんですけども価格が下がるんです。それだけ減収なんです、農家の人たちは。やるとすればの話ですけども。だからもっと収益を、農家の収益を上げるためには、米作についてはこういうのをしたほうが、こういう施策がありますよと、そういう施策があるのかなのか、そこをちょっと聞きたかったんです。これではメリットがあるかないか、ちょっと分からないです。そういう施策、あるのかなのかちょっとお聞きします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村では、こういった将来的な人口減少であったり、それからお米余りの状況が、特に今年はコロナの関係で多かったと思うんですが、そういったことも見越して、天栄村の米をブランド化して産地間競争に勝っていこうというようなことで、長年積み重ねてきた結果でございます。その中で、良食味米というようなことでゆうだい21を、こちら新しいブランド米として売り出していければということで、最終的には農家の皆さんの収益の向上につながる

んではないかというような施策で行っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、課長の答弁でありましたけれども、最終的には、いつが最終日なのだからちょっと分からない。今が大事、今が大事だから、この質問をしているんです。今、こういったコロナ禍の中で、これほどの減少して、ましてコシヒカリでさえこうですよ。これのやつだとここからまた500円下がるんです。これは来年上がるとは限らないんです。まだ下がる可能性もあるんです、このコロナが続けば。

だから、そういう中ではこれは喫緊のこういう対策として、村は何とか農家の手取りの収益を上げてやろうという、その施策があるのかなのかというのを聞いているんです。中身、これをやるんならばほかにも考えていることがあるのかと聞いているんです。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ただいまお話伺ったのはあくまでも米の話というようなことで、受け止めさせていただければと思っておりますが、ちなみに、コシヒカリの特裁米の作付が135ヘクタールありまして、ひとめぼれは122ヘクタール、その中でゆうだいははまだ7.9ヘクタールしか作付状況もございません。今後についてはこういったものも増やししながら、そしてある程度量も確保しながら、価格面も交渉してまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 価格面も交渉してまいりたいという考えがあるのであれば、なぜ天栄村で始まった、その特裁制度が始まった中で、いろいろJAさんとかいろいろ話合いがあったのか、そういうのは、私はなかったと思うんですけれども、最近はや、そういう価格の面で打合せしたことがあるんでしょうか、買取価格を高くしろとかという。肥やしを、肥料をちょっと下げてくださいよと、そういう話合いしたことがあるんですか。まあなければいいですよ、答弁だけで。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

米の価格、それから肥やし等の値下げ等について、以前議員からも質問がありましたとおりでございましたので、我々も事あるごとに、農協さんのほうにはそういった要望があるというようなお話はさせていただいておりますが、それでも、あくまでもやっぱり、そこは価格については我々が決める部分ではないということなので、そこはご容赦いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 課長が大変なことはもう百も承知で質問しているんですけども、天栄村としては、村長はじめいろんなPR活動、村の米を高く買ってもらう、天栄村の米はおいしいんだと、確かに一生懸命やっています。ただ、これは今回はたまたま、こういうコロナ禍で金額があまりにも下がり過ぎちゃって、多分農家の手取りは大分減収されていると思うんですよね。だから、短期的にじゃないんですけども、やっぱりそれも含めてなんですけれども、今現在、コシヒカリ、ひとめぼれ、これ特裁やっている、今、課長から面積聞きました135ヘクタールと122ヘクタール、これは7.9、前よりも減っています、作付面積が。なぜ増えないのか、そのいいものが。そこの辺を検証したことはあるんですか。増えない理由。お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

特裁米が増えていかないのはどういうことかということですけども、やっぱりこれにつきましては、どうしても一般の慣行栽培よりも労働力がかかる。それから、やはり肥料的なものが、指定された高いものを使わなくちゃならないというようなこともあって、一時期ちょっと離れる人も多かったのかなと思いますが、村としては、環境保全型の農業も進めておりますし、今後とも、そういった補助金も当然出しておりますので、そういったものを使いながら、今後増やしていくというようなことをやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただけるようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 確かに何をやるにも、ただ、私のほうからはっきりこのゆうだい21について言っておきます。デメリットが多過ぎます。なぜかという、まず刈るときにコシヒカリより倒れます。だからコシヒカリが減ってゆうだいが増えるなら構わないです。希望者がいて、ましてコシヒカリと同じ値段になればの話なんですけれども。ただ、ゆう代いはそういうデメリットがあります。

だから、やっぱりどうしても作り慣れたコシ、ひとめぼれ、一部、天のつぶとか酒米とか入ってきていますけれども、やはり一番は、メインはコシとひとめぼれだと思うんですよ。これの特裁というのは、そんなに変動がないと思うんですけども、どうですかね、変わりましたか、面積が少なくなったとか多くなったとか、コシとひとめぼれについては。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

相対的な毎年の資料というのはちょっと持ち合わせておりません。ただ、極端に下がっているというようなことではなく、同等並みだと思いますが、こちらについては後からちょっとお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 時間もそろそろなくなりますので、核心申し上げますけれども、やはり村は農業が基幹産業ですからね、村長ね。基幹産業であるので農家が収益が上がれば村は発展するんです。だから、それも考えながらいろんな事業をやっていってもらいたいという考えもありますし、あまりにもこのゆうだいで作付する場合は、コシとひとめぼれの特裁と同じ内容でやるんですよ。経費は同じなんです。慣行で植わっても構わないと、特裁扱いすれば同じ経費がかかるんですよ。同じ経費がかかってなおかつコシよりも安いとなれば誰もやりませんよこんなのは。だから、どこがいいか、どこが悪いかというのをきちんとやっばり把握しておかないと。だから、そして、やるのはいいんですよ、確かに私も食味はいいから私もそれはおいしいと思いますよ。

時間がなくなりましたので、また次回、残った分については質問させていただきますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上で私の答弁は終わりです。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時45分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、学校給食費の無償化について。

9月定例会において一般質問したところ、令和3年4月からの実施を予定しておりますとの答弁でしたが、次の点について資料提出の上、伺いたい。

①小・中学校において、3分の1の助成、半額の助成をした場合、1か月分の保護者の負担額はそれぞれ幾らになるのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

給食費の無償化につきましては、本年3月、6月及び9月の定例会におきまして、財政負担等を考慮しながら令和3年度から段階的に実施する旨をお答えしているところであります。

なお、お尋ねの保護者負担額については、別紙資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 小学校で大体月4,000円、中学校で約5,000円となっております。子どもが2人の家庭では約1万円、また3人の家庭では1万5,000円と、約、となっております。

新型コロナの影響で労働者の収入も減りまして、村民の暮らしは大変苦しくなっております。子どもが3人いる家庭ではとにかく大変な状況です。私も2人いるところとか3人いるところ、訪ねていきまして、保護者の方に、ちょっとどうですかと聞きましたところ、いや、本当にうちでは2人で月1万かかります、3人のところでは約1万5,000円かかりますということで、村のほうで幾らかでも補助を出してもらえば大変助かります。こういう話あちこちからいただいております。

それで、3分の1の助成をした場合、村の負担額は幾らくらいになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

3分の1の給食費の負担を村が実施した場合ということでございますが、こちらの資料に提出しました年額の単価によって計算いたしますと、村の負担が3分の1で約646万8,000円の負担となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、次に2分の1の助成をした場合、村の負担額は幾らになりますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

2分の1の負担の場合ですと、約970万2,000円でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） また同じような質問なんですが、全額助成をした場合の村の負担額は、万単位でいいですから、幾らになりますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

合計が1,940万円、約1,940万円でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、村はですね、村長の答弁では、コロナの影響で予算のほうも大変だということで段階的に実施したいという、そういう答弁でしたが、大体どのくらいの、来年の4月どのくらいの助成をする考えですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

現在、村の予算をやっている状況なものですから、今の段階で何分の1とか、幾らとかというお答えはできない状況であります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） もう来年の3月で、12月議会でどれくらいの予算がちょっとまだ定かでないという答弁では、ちょっと、保護者の方も期待されておりますので、どれくらいの助成をしたいという考えですね、それは村長にお聞きしたいと思います。村長はどのように考えておりますか。どれくらい、3分の1くらいなら妥当だとか、あるでしょう。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策等もございまして、今、予算編成中でございますので、まだその段階にっていないというようなことの中でのご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） やはり保護者の方は、とにかく今、先ほども申しましたようにコロナの影響で仕事がなくなって、あと失業しているとか、あとはやっぱり会社のほうもちょっと仕事がないということで休んだりとか、そうすると収入が少なくなるんですね。そういうわけで、やっぱり父兄の方は、本当に来年の4月から段階的に実施したいという、その議会だよりとかやはりそういうのを見まして、大変喜んでおります。どれぐらいになるかということで、私もあちらこちら聞きに行くと、もうこれ本当に助かりますとそういう声が多く寄せられておりますので、今、予算編成の段階でちょっと金額的には、今ちょっとはっきりと金額的には判断できないみたいな答弁でしたが、やはり少しでも負担を軽減するということは、保護者にとっても本当助かりますので。

それですね、今年の3月の時点では、県内59市町村の中で、全額無料、半額無料、一部無料となっている市町村が32市町村だったんですが、今度、来年4月から天栄村も助成することになれば、59市町村の中で40の市町村が全額無料、あと半額無料、あと一部無料ということになりまして、これ岩瀬管内では天栄村初めてですから、皆様から、もう新聞記者の方も4月からなるということなんですねなんていって電話いただいているようなわけなんで、とにかくこれは幾らかでも予算のある限りしていただきたいと思います。

1番の学校給食費無償化については終わります。

2番目に移ります。横断歩道の設置について。

県道下松本・鏡石停車場線の沖内字上ノ原地内にコンビニエンスストアが建設され、そこに買物に行くため、徒歩及びシルバーカーで移動する方が増えています。しかし、当該交差点を渡るときに横断歩道がないため大変危険です。

そこで、早急に横断歩道を設置すべきと思うが、次の点について資料提出の上、伺いたい。

①村内において、信号機の設置箇所及び当該場所における横断歩道の有無。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山矢吹線の交差点への横断歩道設置につきましては、平成29年3月の村交通対策協議会総会における要望に基づき、設置者である須賀川警察署へ要望書を提出し、現地確認と調査を行っていただいた結果、横断する方が信号を待つための待機場所がないことなどから、すぐに横断歩道を設置することはできないとのことでありました。その後も、道路管理者である須賀川土木事務所とも現地確認を実施いたしましたが、大幅な道路改良が必要であり、また、平成26年度に道路改良が完了して間もないため、喫緊の対応は困難であるとのことでありました。

村といたしましては、歩行者の安全確保を図る観点から、引き続き横断歩道の設置に向け、道路管理者である須賀川土木事務所及び設置者である須賀川警察署へ要望を続けてまいりたいと考えております。

なお、村内の信号機設置箇所及び当該箇所における横断歩道の有無についての資料は、お手元の資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） このセブンイレブンに買物に行く方というのは、飯豊、大山、あと小川の方も何人かいらっしやいまして、この前、何日か前にちょうどセブンイレブンに買物に行ったときに、小川から自転車であつたという女性の方とちょうどお話になりまして、やはり小川方面、飯豊方面からこちらにセブンに向かって来ると、あそこは信号機があるだけ

れども横断歩道がないため大変だと言うんですね。もちろん大変です。私も自転車でよくそこ通るんですが、信号が点滅している状態で、横断歩道がないですから、もう車の前とか後ろのほうを通ったり、そういうことをちょっと見極めながら、前見たりあっち見たり、とにかくそういう状態ですので、やっぱりその方からも飯豊、大山の方も結構シルバーカーで行っていますので、今そういうことで要望が多く出ておりますので、それですね、早くしていただきたい、このようなお話いっぱいしてあります。

過去には、大山団地のバス停降りて幼稚園の園児が向こうに渡ろうとしたときに車にひかれたという、そういう、大変重傷を負ったという、そういう話がありまして、あそこも横断歩道もない状態なんですけど、そういうことで、やはり横断、またこの事故というのがいつどういうふうに、横断歩道がなくてぱっと渡って行って、あとひかれたなんていうことになる、これはやっぱり村としても大変なことですよ。管理どのように管理しているんだということ、非難されますので、そういう点はやっぱり須賀川のですか、そちらのほうに、県のほうに要望をしていただいて、早急にやっぱり横断歩道の設置ということを、何回でもやはり足しげく運んで要望をして、あと何年、1年だか2年だかどれぐらい待っているのか。要望をしてそれから何年くらいになるんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

平成29年から要望しておりますので、3年になるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 29年に要望して3年になると、その間は、3年間の間は全然要望していないんですか。まずそれです、お願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

要望につきましては、先ほども村長のほうからお話がありましたように、完成して間もないということもございまして、なかなか改良できないということで、当時要望をしてから引き続き継続して要望をしてきているところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 平成26年に道路改良をして、その後、そのとき要望して、29年にもまた要望したということで、2回だけですか。3年の間やらないということですか。お聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

毎年要望はしております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 毎年要望をしているんですけれども、横断歩道の設置というのは、あとどれくらいかかる予定かはちょっと分からないでしょうかね。

というのは、名前は申し上げませんが、国会議員の方で議会報告というのをたまに新聞折り込みでやるんですよ。それで、その信号のないそのセブンイレブンのその箇所を写真入りで、信号機があって横断歩道のない場所ということで、8か所のうち1か所そのセブンイレブンのところ、そこを写真入りでここだけ、こういう写真入りで折り込みで入っていました。

やはりこれは早急に、まめに須賀川土木事務所に足しげく運んで、国会議員の方がね、こうやってこれだと、名指しでこの箇所ね、ないんですなんて横断歩道。天栄村ね、悪くなっちゃうんじゃないですか、評判が。もうちょっとね、また二度とやっぱり事故の起きないようにしてもらわないと。やっぱり村民の要望ですからね。もう飯豊からシルバーカー利用して、右往左往して横断歩道がないからどこへ通っていいか分からない。車止まっている前、あと後ろの方へ行ったり、回ってみたり。これは車で通っている人は分からないですけれども、歩いて行っているとか自転車で通っている人は、やはり毎日のことですから、これはやはり早急に足運んでやっていただきたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今ほど、国会議員の方も要望していただいているということは、かなり心強いことだと感じております。今後も関係機関、そういったところに引き続き要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そういうことで、課長から答弁いただきましたので、なるべく早いうちに要望を取り上げて、横断歩道ですね、設置していただきたいと思っております。これが設置できたらですね、本当に、いや、天栄村は要望すると本当にやってくれる、こういうことで信頼関係が生まれますから、そういうことでよろしくお願ひしたいと思っております。

これで私の質問終わりとします。ありがとうございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了します。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） 天栄村議会規則に基づきまして、2点ほど一般通告をしましたので、2点ほどさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

天栄村内の保育所、幼稚園、小・中学校や特別養護老人ホームにおいて、新型コロナウイルス感染症のクラスターが起きたときには、どのような対応や対策を考えているのか伺いたい。また、重症者が出たときにはどのような対応をするのか、村民の皆様に分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、村内の公的施設において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合の対応、対策についてであります。発生後、直ちに管轄である県中保健所の立入調査が行われ、その指示や専門的な助言の下、PCR検査や施設内の消毒等を行います。また、関係機関と連携を取りながら休業期間の決定等を行い、さらなる感染拡大防止に努めることとしております。

次に、新型コロナウイルス感染による重症者が出た場合の対応についてであります。県中保健所や担当医師等の判断により、さらなる高度な医療を担う高度医療機関へ入院という流れとなっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） それは、前、天栄のホームページのほうでそれは分かっておりますけれども、例えば天栄村でコロナのクラスターばかりじゃなくて、コロナの患者が出た場合には、軽症、重症、中症というのがありますよね。その場合には順序、保健所に電話かけましても保健所がいっぱいで2時間、3時間、保健所がつかないというときもある。あと、病院の医師に電話かけても、結局は病院のほうですぐ対応できないということがある。例えば、昨日NHK見たと思いますけれども、軽症だからということであちのほうで待機してくださいと言われて、そして3日後に行ったならば亡くなっていたと、そういう例もありますよね。そういうときに、結局、今もし天栄村で軽症の場合は、今、村長さんが言ったように、その天栄村の自分の主治医の医者に行く、または保健所に連絡してその待機を待つとなった場合に、その待機という場合には、例えば公立病院ではどの辺ぐらいの対応までできるのか、

もし公立でも対応できない場合にはどのようなになるのかの順序を教えてください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

ただいま、県中保健所とかにも連絡をしてもなかなかつながらない場合というお質しもあったんですが、現在、福島県の中におきましては、まだそこまでの逼迫した状況ではないかと思われませんが、順序といたしましては、まず、先ほど議員がおっしゃるとおり、かかりつけ医というところと、またかかりつけ医がいない方は受診相談センターというところですが、その状況によりまして、受け付けたところで空いているところを、まず連携しておりますので、岩瀬公立病院なら公立病院ということで、そこが中等症以下の診断が出るような方が行くんですが、そこで対応できないというような場合には、そのまた上の高度な医療機関に連携して搬送されることとなりますので、その辺につきましては、県中保健所のほうで対応ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の質問を、答弁を聞きますと、その順序というのはこうこうなっているというけれども、実際にはまだ天栄村でそういう患者がまだ発生していないから、どうなったか、その次どうなったか、その次どうなったかと、最終的にはその重症になったらECMOの使う病院はどこに行くと、そういうのをまだ把握していないから、そこまではまだ分からないということですか。それとも、そういうふうになった場合にはどうなるというの、今の答弁で聞き取れなかったんですけれども、私の質問が悪かったんだか分からないけれども、もし重症者になった場合には、クラスターじゃなくて、もしそういうふうになった場合にはどうなるかと。例えば軽症者の場合はどここのホテルなり、そういうところに管理して、それから今度は中症者の場合は、そこから、そのホテルから病院のほうに連絡して病院のほうに入院するとか、そこから重症者の場合は、例えば今の公立病院ではその重症者とか、ECMOとか、そういう機器があって対応できるのか、そうなった場合には、福島病院に行くのか、郡山の星病院とか、太田病院とか南東北病院とか、そういうところにECMOがあるから、そういう対応をすとかというの、そういうのはまだ把握していないということなんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

今のお質しですが、最初に症状を県中のほうで確認いたしまして、医師の判断によります、軽症、中等症以下ということだと、やはりこの辺でありますと県中管内の医療機関を

まず連携して、中心に探すというところで、公立病院にはなるかと思いますが、その先また重症化ということになりますれば、県のホームページで公表されておりますのは、福島県立医大などというところがございます、こちらに46床重症化の病床を設けております。それ以外で、先ほど公立病院等含めると400床ぐらいは県内の医療機関で設けておりますので、そちらの対応を県のほうで、全体で回しているという状況でございますので、そちらの指示に従って動きが出てくるというところがございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 教育長にお伺いしますけれども、今、10代っていうんですか、10歳未満は重症化しないということで、文部省のほうも今、小・中学校のほうは閉鎖しないということで、そのまま教育を進めるということでもありますけれども、例えばですよ、小・中学、幼稚園もそうですけれども、保育所も、その子どもがもし感染した場合に持ち帰るということがありますよね。そうした場合には、持ち帰ったときには家族にじいちゃん、ばあちゃんがいる場合がありますよね。その人がうつった場合に重症化するということがあるんですよ。

そういうことを考えて、もし、今の教育関係のほうではどのような対応を取っているか。また、そのお子さんに対して、前にも3月にも私議会で質問しましたけれども、今の合併処理場、今でいえば下水、下水を調査すると事前にその菌があるかということも調べられるんだと。その場合には、その下水の調査なんかしたことがあるんだか。また、した場合には金額は幾らかかったのか。そういうことを、もし、私の3月の質問に対したときに、そういうことを実施したかしないかを含めて答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） まず、私のほうからは、学校の対応についてお答えいたします。

幼稚園児、児童・生徒、教職員が感染が判明した場合には、基本的には医療機関から本人に診断結果が伝えられ、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には通常、本人から感染が判明したというふうな旨の連絡がされることとなります。それで学校は、本人からの連絡がない限りは、今のところ分かりません。

それで、今、お質しがあつたように学校、学級内での複数の児童・生徒、あるいは教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合、あるいは先ほどからご質疑あつたように、濃厚接触者、いわゆる祖父母とか両親とかというふうな濃厚接触者が複数特定された場合には、先ほどの話があつたように、教育委員会としては保健所と相談し、学校医とも連携しながら、基本的には臨時休業、文科省からも指摘ありましたけれども、全部閉鎖するのではなくて、一部も含めて臨時休業の範囲と期間を判定し、必要に応じて臨時休業の措置を取るといふ

うなことになっております。

下水については……

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

下水関係でコロナの調査というのは行っておりません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ村長にお伺いします。

私、3月にそういうふうなことが、結局は事前に汚水を調査した場合にはそこに菌があって、またその、簡単にいうと下水のほうが早く、発見が早いということがありますよと3月の議会で言いました。そうすると、それに対しての費用等、幾らかかるとか、今聞いたところ一度もやったことないというけれども、やった場合には幾らかかるとか、そういう調査はしたんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

調査はしておりません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは対岸の火事じゃないですよ。いずれ天栄村も、今、旭川のことを例に出しますわね、旭川。旭川の吉田病院というところが、195名のクラスターが出たんですよね。そこで、今度は市立病院のほうに、結局は自分のところでやれないと、今度は市立病院に行ったら市立病院で今度は230名のクラスターが出たんですよね、旭川。そして今度は厚生病院のほうにも依頼したわけです。一番最初は土田病院というのがクラスターの発見元なの、旭川は。そこから今度は自分で対応できないから旭川の市立病院のほうに、結局患者を回した。そこで230名のクラスターが出たわけです。そして、今度はそこから旭川厚生病院のほうに、もうもたないから結局はお互いに病院を連携し合って対応したわけです。すると旭川の厚生病院で247名のクラスターが出たわけです、その第3波で。そして、旭川の厚生病院で妊婦さんが出たからと、そこは厚生病院のほうでは結局クラスターが出てからということで、旭川の赤十字病院のほうにはそのクラスターが出ていないし、患者さんが、何ていうんですか、出ていないからということで、妊婦さんを旭川の赤十字病院に妊婦さんを、そのときには陰性だったんですよね。お産したときに調べてみたら陽性だったということで、看護婦さんと医師が14名自宅待機になって。それは村長さん、知っていますか、そういうことは。知っています。

ということは、この旭川というと恐らく62万ぐらいのあれでしょう、郡山よりちょっと倍ぐらいのあれでしょう、人口が。ここで、今日だけで50人の感染者が出ているんですよ。そういうことを考えますと、結局は、旭川は日本で一番寒い。寒気が、結局低いからということとなっているんじゃないかと、それ学者もまだ分からない。でもこれが、これが今度は12月、1月になるとこの寒気が東北、福島にも来るわけですよ。零下5度とか6度という事態が。そうなった場合にはこれと同じような対応ができていてという、そうすると、対応を先にやっておかないと、そうなったときに、だから、私は最初は、最初はですよ、そのクラスターのことを考えていたんですよ。だけれども実際に今クラスターが起きていて、このように、そして自衛隊を頼んで自衛隊が今応援に来ているんです、旭川病院には。そういう事態なんです。

だから、そういうことに対して村長さんは今後のことを考えて、これからどうすればいいか、まだ例えば公立病院なり、この辺でいえば白河の病院なり、そういういろんな病院の中と、市町村同士でどのような対応をしたり、どのような順序を踏んで、こうなった場合にはどうすると、そういうふうな話合いとかしているとか、あとは今、言いますけれども、先ほど言いましたけれども、電話かけても2時間も3時間もつながらない、救急車に乗っても受け入れ先がないというのが実情なんです。そういうことは村長は知っていますか。もし、知っていたらばそれに対する村長の考えをお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、北海道、旭川、そして大阪についても、もう医療崩壊寸前の状態だというようなことで、本当に医療関係者、特に看護師が足りなくて自衛隊の派遣要請したというようなことで、私もそれはマスコミを通じて認識はしております。しかしながら、県内においてはまだその状態には至っていない状況ではあります。

私もこの感染の予防、防止については、高齢者、今回は60歳から64歳までの方、65歳以上は無料でインフルエンザのワクチン、インフルエンザの流行期に当たるというようなことで、18歳未満の子ども、妊婦さん、早めにインフルエンザの予防接種を受けてくださいと。だから村としてできるだけ対応はしてきておりますし、感染予防、防止というようなことで、体温のチェックである、あとは各公共施設、学校もそうでございますが、体温を測るサーモカメラ、そしてアルコール消毒液等も設置しながら対応してきております。

万が一、この発症者が出た場合というのは、先ほども担当課長から答弁がありましたように、県のほうの保健所の指示に従って我々が動く、対応するというようなことでございます。村でできるものについては、しっかりとそこは対応していきたいというようなことで考えて

おります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 対応はしていると今聞きました。だけれども、どのような対応をしているんですか。対応はしていますと言ったけれども、こういうふうな、こういうふうな対応をしています、どのような対応をしているんですか。対応はしていますと、いろいろやっていますと言うけれども、例えば、天栄村には湯本に診療所がありますよね。そうすると、結局は軽症化とか、重症にならない軽症、中症の場合にはアビガンを飲むとか、何とか飲むと治る可能性がそういう、可能性ですよ、あくまでも。それが全部100%治るとは言っていないよ、その病院の先生方とか。そういう先生方は言っていないけれども、そういう場合には、湯本に診療所が、あれ一般の人は買えないから、アビガンは。そうすると例えば100人なり200人ぐらいの、もしそういう病院が、救急車に乗ってもすぐ病院が見つからない、どこの病院も満杯でベッドがふさがっています、とにかく自宅で待機しててくださいと言われた場合に、そうすると、例えば救急の場合には、湯本に診療所があるんだから、そのときには50人とか100人ぐらいのアビガンとかそういうのを確保していますとか、そういうことは考えたことはないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村でできる範囲内の対応というのは、感染の予防、防止でございます。今、議員が例えでお話をしたアビガンについては、まだ国でもそれはまだ認めていないと私も認識していますので、診療所で今できることについては、発熱、熱があった患者に対して、この患者がインフルエンザでの熱なのか、この新型コロナウイルスでのものなのか、それを調べて保健所につなぐなりというような対応が、今のところやれるところはそのような状況、あとは手洗い、うがい、体温を測ったりと、感染予防をするのが、今現状では村の対応でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私、テレビの見過ぎだかも分からないけれども、とにかくテレビの先生方、医師会の会長なり、あと東京の医師会の会長なり、あと今の尾身会長なりは、もう簡単に言うと、今すぐもう、村長さんが言った手洗い、うがい、消毒、全部やっているんですよ、今、みんなやっているんですよ。そんなことは村長さんに言われなくても、あれだけマスコミでやっているんだから、みんなやっていますよ。でも、それをやってもかかっている状態ですよということですよ。

そういった場合には、天栄村には診療所があるんだから、アビガンというのは今、国では認めていないと言うかもしれないけれども、病院では使っているんですよ、病院では。個人

では使えない、自分が薬局に行ってアビガンくださいって言ってもアビガンはもらえないんですよね。ただ病院の場合は、使用することが、法律でいいとか悪いとかじゃないです、病院では使っているのが事実なんですよ。

だから、今簡単に言うと、とにかく尾身会長あたりは、個人で守ることはもう無理だと、簡単に言うと、国が決めることですよということでしょう。だからもう、手洗いであり、お互いに酒飲むときには、飲んだときに酒飲んで、そして終わったらマスクするようにとか神奈川の知事さん、黒岩知事さんなんか言っていますよね、飲食会は5人以上は駄目だ、4人までとかなんか言っていますよね。だからそういうことに対して、村長にこれ以上、学者、医学博士でも何でもないので分からないけれども、ただ、私もテレビで見ている限りでは、結局は、今はメインになっているのは旭川、あと大阪の十三病院。十三病院というの村長知っていますよね、大阪の十三病院という。その十三病院というのは、あまりにも患者が受け入れ過ぎたからと医師が4名辞めて、看護婦が20名辞めたと、今は医療のほうが逼迫しているんですよ。これは村長さんに責任はないけれども。今病院の先生が辞めたり、看護婦さんが辞めている時代になっているんですよ。だから、その村長さんが言うように、予防は手洗い、マスク、うがい、これは皆さんはもう日本国民は全部やっています。それしかないじゃないかじゃなくて、もう個人個人で守る限界は過ぎましたということに対して村長はどう思っていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もいろいろ、マスコミ等を通じたり、いろんなものを知識を得た中で、じゃ、これをどうするんだと、どう思うんだと言われても、専門機関と協議する、専門機関にお願いする、そういう手だてだと思っただけなんですよね。じゃ、村でそうなった場合にじゃ、どうするんだと言われても、これはなかなか国で対応するものであるし、今後、そういったことも想定しながら関係機関と協議をしていくことも必要かなと思っただけのところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは誰が悪いとかどの人が悪いということじゃないから、あまり強く言うつもりもないけれども、ただ私の言いたいのは、村長に対して、下水の汚水の処理した場合は事前に、例えば私から言わせれば特別老人ホームなんていうのは、みんな基礎疾患がある人が99%ですよね。ああいうところの汚水処理は1週間に1回ぐらいやったほうがいいと思います。やった場合には幾らかかるか、あまりにも金額だったらどうだか分かりませんが、恐らく今の老人ホームの場合は天栄村は個人負担で、村負担でないと思うんです、あれは社会福祉協議会のことです。だから、恐らくその今の特別老人ホームに対し

ではもう事前に、正直言って、老人ホームの人が病院に行ったら、病院はもうお手上げらしいですから。介護と両方やらなくちゃならないみたいなんです。村長に言っているのではないですよ、今はそういう事態ですということ。そういう事態ですということ。

あともう一点は、もし患者があつて、よその病院にも電話かけても、どこの病院にも引き取られないとかなった場合にはどういう対応するのか、そのときには、もしその、国では認めないけれども、アビガンという薬を、村では確保できないけれども、その診療所で買うことができるのかできないのか、その答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

私も専門家ではないので、その質問についてはお答えはできませんが、今後、関係機関なり県の保健所等に確認をして、そのお答えは出したいと思います。

〔「課長は知っているの、知っているならどうぞ」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

先ほど来アビガン等のお薬の話とか出ておりますが、そういった指定感染症につきましての治療につきましては、国で決めている、県のほうで決めている指定の病院でないと感染症の対応はできないことになっておりますので、そちらの件につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ということは、村の診療所でそういう対応はできないということね。

あと、村長に先ほど言った、その特別老人ホームに対しての、そういう汚水とか下水の処理の検査をした場合にはどのぐらいの費用がかかる、そしてその場合はどうなるかということの後で調べておいてください。今すぐとなると時間かかるでしょう。すぐできますか。できるなら待っています。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私もマスコミ等を通じて、議員がおっしゃったように汚水から検出されたもので把握するというようなことでは聞いておりましたが、県とか各近隣の市町村と話をしても、まだその有効性とか、そういったものも聞きながら、それである程度有効性があってはつきりと分かるんだというようなことであれば、その調査なり費用のほうも調べてまいりたいと考えております。

- 議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。
- 8番（熊田喜八君） だから、時間かかるんですかと聞いたの。かかるんだっつらば、すぐ10分でできますというんなら待っていますということですよ。
- 議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。
〔村長 添田勝幸君登壇〕
- 村長（添田勝幸君） すぐはできません。時間はかかります。
- 議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。
- 8番（熊田喜八君） じゃ、後で教えてください。1つ目の質問は終わります。
- 議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時24分）

-
- 議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

-
- 議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。
- 8番（熊田喜八君） 須賀川地方広域消防組合分担金について。
須賀川地方広域消防組合分担金について、どのような仕組みになっているのか資料を提出の上、分かりやすく説明をお願いいたします。
- 議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。
〔村長 添田勝幸君登壇〕
- 村長（添田勝幸君） お答えいたします。
須賀川地方広域消防組合の収入につきましては、組合同規約第16条の規定により、組合市町村の分担金、補助金、その他の収入となっており、組合市町村の分担金は、地方交付税法第11条に規定する当該年度の消防費に係る基準財政需要額により按分した割合とされております。
この消防費に係る基準財政需要額は、国の示す算定基準に基づき計算いたしますが、毎年同額とはならないため、分担金の額も毎年変更となるものであります。
なお、詳細は担当課長より答弁させます。
- 議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。
〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕
- 参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

お手元にお配りしました説明資料11ページによりご説明いたします。

28年度の消防費に係る基準財政需要額がA欄で、構成市町村の合計が22億6,512万4,000円

であります。それを100とした場合の構成市町村のA欄の比率がB欄でございます。

須賀川市46.72%、鏡石町9.8%、天栄村6.46%、石川町12.20%、玉川村6.25%、平田村6.43%、浅川町6.05%、古殿町6.09%となっております。

この割合により、消防組合予算額C欄を按分した額が各市町村の分担金となり、須賀川市8億6,196万円、鏡石町1億8,080万5,000円、天栄村1億1,918万4,000円、石川町2億2,508万8,000円、玉川村1億1,530万9,000円、平田村1億1,863万円、浅川町1億1,161万9,000円、古殿町1億1,235万7,000円となります。

平成29年度分については、C欄の消防組合予算額は平成28年度と同額であります。A欄の基準財政需要額が変更となっており、これに伴いB欄の市町村ごとの比率が変わることから、各市町村の分担金額が変更となっているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私も消防議員になって初めて分かったんですけども、この消防の分担金について、議案書見たんですけども、今言ったとおりに消防署のほうから、もし質問があった場合に事前にファクスなり質問の内容を提出してくれということで、直接行きました。そのときに、別にこれは関係ないことなんですけれども、村長、議長、副議長には提出しましたけれども、その消防の内容に対してのいろいろな怪文書がありましたので、その内容もお聞きしながら行ったときに、天栄村に対して、令和元年度は天栄村に対しては758万8,000円の増額になっています。30年度は374万9,000円増額になっています、天栄村の予算書見た場合に。そして、過去5年間の一覧表を出してくれということで、5年間の一覧表を出した金額が今の説明の内容だと思いますけれども、私のお聞きしたいのは、その分担金というのは分かりました。でも、この内容ですね。分担金の内容の基準は何が基準なのか。簡単に言いますと、これは人口割でやっているのか、面積割でやっているのか、その辺もよく分かりませんので、天栄村に対しての、今説明資料をもらいました金額、天栄村に対して、全部言わなくても、説明しなくてもよろしいですけども、天栄村に対しては、今年度に対しては1億2,996万7,000円になっています。増額に対してはいろいろ説明はありました、その事業内容が。でも、この金額に対してどのようになっているのか、基準は。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

基準につきましては先ほどご説明申し上げましたが、こちらの基準の中で基準財政需要額ということで記載しておりますので、詳細については、地方交付税法に基づく算定基準により計算しておりますので、算定書式、6枚程度資料が必要となるため、口頭でなかなか説明

することが難しいため、資料を準備して改めてご説明したいと思いますので、よろしければお時間をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 2時48分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時54分）

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

基準になっている額としましては、資料のほうの消防費に係る基準財政需要額としまして、天栄村では1億4,638万円というふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の質問の仕方がまずいのかね。私の聞いているのは、結局、天栄村に対して今年度は1億2,996万7,000円になっていますけれども、そうすると須賀川の場合は9億3,660万8,000円になっていますね。鏡石が1億9,959万2,000円になっていますね。これに対して国のほうからも交付が来て、それでやって、そして按分率が市町村ごとの比率が天栄村は64.4%になっています。そうすると、消防費に係る基準財政需要額が須賀川の場合はこれは、10億4,752万2,000円になると、そういう意味なんでしょう。だからこの基準はどうなっているのと聞いているの。だから須賀川の場合はこうなっているから、基準はどうなっている。それは面積割でやっているのか、人数割でやっているのか、どういうふうになっているんですかということを知っているの。

議長。

○議長（服部 晃君） はい。

○8番（熊田喜八君） その人口割でやると、須賀川市の場合は、有権者数にすると1万4,716円なんだわね、人口割ですと。鏡石町の場合は、1億8,099万4,000円になっているんだわね。天栄村の場合は、2万7,241円になっているわけだ。そうすると、須賀川の市の場合は有権者数だと1万4,716なのに、天栄村の場合は人口割だったら2万7,241になるわけだ、その人口割になると。これがその分、交付金が来ているのか。

だから、そうすると、下の額というのは全部同じくなるわけでしょう、人口割とか均等割にすると。だから面積で割るとこういうふうになりますという、その辺を聞きたいわけよ。だから基準は何になっているんですか、基は何になっているんですか。簡単に言うと、分母

はどのようなという意味ですよ。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、基準財政需要額の算定につきましては、国勢調査人口、また面積、あとは人口密度等、その他、補正係数等々を当てはめまして計算しておりますので、そういったものが基準となっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） その資料は出せるの。その資料は出せるの、こうなっていますということ。この資料じゃなくて今言った資料は出せるの。出したらお願いします。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 3時00分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時06分）

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、その消防費に係る基準財政需要額とは何ぞやということなんですが、地方交付税、今、国から交付を受けていますけれども、その基になる数字でありまして、地方交付税を算定するには需要額、かかる経費ですね、歳出の経費として、例えばここに上がっている消防費ですとか、それから衛生費ですとか、土木費ですとか、それぞれいろんな費目がありまして、それを合計した歳出があつて、あと基準財政収入額ということで税収が何ぼぐらい見込めるとかという。その歳出と歳入を引いた、歳出が多ければ、その多くなった分が地方交付税として村に交付されるという仕組みになっています。その需要額の算定する項目の一つが消防費ということになっておりまして、この需要額の算出方法につきましては、これは全国一律どこの市町村も同じ、こういう表で来ておりまして、それに当てはめまして市町村が需要額というのを計算しています。

今、手元にあるのが28年度の表なんですけれども、28年度は天栄村が人口が5,620人でということで、この計算式いろいろあるんですけれども、人口による補正ですとか、あと決算の途中経過がありまして、最終的には1億4,638万円という数字になると、天栄村の場合は、須賀川ですと、同じこの基準でやると10億5,823万9,000円である。ですから、同じ算定式で

計算をした基準財政需要額というのが按分の基になって分担金が決まっているということになります。

この需要額の表につきましては、基本的には毎年同じなんですけれども、途中で使う係数ですとか、そこが微妙に変わってきておりまして、それが、28年度と29年度と人口は変わらないんですけれども、若干この数字が変わってきているという要因となっております。ということでご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 副村長に説明してもらいましたけれども、副村長、今説明して自分で説明した内容で納得していますか。私は聞いていたんですけども、説明聞けば聞くほど分からない。

なぜかという、その地方交付税の中に入っているということなんでしょう。天栄村に消防の交付税というのは来ていないんでしょう。天栄村の中に来ている地方交付税の中の中に、その消防署に係る基準財政需要額というのが、何ていうか、地方税の中に入っていると。その中で按分率、市町村ごとの比率が6.46%になるんだという意味で、そしてその計算が1億2,237万9,000円だと、そういう説明でしょう。

私の聞きたいのは、その基になるものは何なのですかと聞いたの、その基になるものは。基準は何ですか、それを聞いたんです。

今聞くと、地方交付税の中の中にその消防費の分担金の歳入に入って、今度は歳出の中に分担金が出ていたんだというのは、それは分かりました、その意味は。だけれども、その基は何ですかと聞いているんです、その。そうすると市町村ごとに大体数字は合うはずですよ、そうすると。結局は、交付税に対してのその按分率でやっているわけだから、市町村の基の比率が出ていたわけだから。そうすると、各市町村の最終的な金額というのは、そんなに変わらないはずだ、個人的に。すると、そこに例えば地域が入っているから、天栄村の場合は面積がここだから、これだけの金額が加算されますとか、例えば人口割でいくとこれだけです、そしてこうなりますと、そういうことを聞いたかったわけ。だから私は、基準は何ですかということを聞いたかったの。こうなっています、こうなって、こうなっていますというのは、それ今言って分かりました。だけれども、そのものが副村長が自分で納得して説明しているんだらば、もう少し基準も分かるはずだと思いますよ。だからその基準が分からないから、どうなっているんですかと聞いているの。これ以上、もう一回答弁もらえますか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、その分担金の基になる按分は、基準財政需要額というのを使って市町村ごとに、28年度ですと天栄村は6.46%の負担割合で分担金が来ているということ、そこはご理解を賜ったというふうに承知をさせていただいて、そもそも、じゃ、その基準財政需要額の基になるのは何だということについてなんです、またちょっと人口とか面積とかというのが出てくるので、ちょっとまた誤解を招くようなお答えになってしまうんですが、基本的に、基準財政需要額のベースになる数字というのは、消防費、今回の消防費についてもそうですし、あとはその他の費目についても、国勢調査のその市町村の人口ですとか、あとは面積、市町村の面積というのが基本的な基というふうになります。

単純にその人口とか面積で、その比で配分されるのかということ、そういうことではなくて、それがあまりにも人口が多い市町村がいっぱいになったり、小さい市町村は人口が小さいから少なくなるというふうな、そういうふうな単純に算出するとそごが生じますので、ある程度、大きな人口であっても小さな人口であってもそんなに極端に開きがないように、いろんな途中で人口の段階、8,000人未満ですとか、その後ですと8,000人以上1万2,000人未満ですとか、そういう段階を区切って、ある程度そこで、ならしていくというんですか、あまり極端に差が出ないようにそれぞれ補正をしています。面積についてもそうなんですけれども、そういった補正をした最終的な結果が、平成28年度でいきますと天栄村だと1億4,638万円、こういう数字になります。

須賀川ですと、ある程度人口が大きいですからこういうふうになりますけれども、ちょっとまたこんがらがってしまうかもしれないんですが、基本になるのは国勢調査の人口と、あと面積というのをを使うんですが、直接その面積、人口が基準になるわけではなくて、ある程度計算式の中であまり極端に開かないような補正をされながら、最終的なこの数字が出てくるというようなことになっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何か私の質問している内容が、全然答弁になっていない。あと聞けば聞くほど分からない。

とにかくこれ以上質問しても、今すぐ答弁しても同じような答弁だ、じゃ、簡単に言いますけれども、結局はその今の各市町村の割合は、その基は何ですか。その人口割でもなければ面積割でもなければ、ただ国から来ているその消防費に係る基準財政需要額、その中から市町村ごとの比率で、天栄村は需要額が1億4,531万8,000円だと。それで市町村ごとの比率は6.46%だと。その基準は何ですかと聞いているわけですから。基準になると、今聞いていると基準が分からない、全然分からない。本当のことって分からないです。

何ていうの、時間残っていますけれども、これ以上質問しても恐らく、あれじゃないんですか、村長にお聞きしますけれども、いまだかつて、例えば、毎年分担金、市町村から出し

ていますよね、そういうものだと思って出していたということでしょう。その内容とか確認して出したとか、今年の場合は、簡単に言うと、天栄村の場合は、758万8,000円の増額、ああ、そうか、前年度は374万9,000円増額だったと。だけれども、その内容はどうなんだとかと、それ確認とか総務課長がするんですか、それは村長がするんですか、誰がするんですか、そういうことは。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの分担金に関しましては、消防担当課長会議等におきまして説明を受けまして、その費用について負担しているというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「何でご理解いただくの」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防担当課長会議におきまして確認をしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 消防団長が何、何が確認をしているの。その辺はつきり。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防担当課長会議において確認をしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 消防団、消防署員の方には天栄村のばかりじゃなくて、こういう消防の生命、財産守ってね、そして夜中でも何でも常に生命をかけてやっているんだから、これ以上、その消防組合に対してどうのこうの言うつもりはありませんけれども、ただ自分に納得できなかったからどうなのかなと聞きましたけれども、後で詳しく私の納得できるような説明を伺いに行きますから。とにかく、何ていうんですか、別に、これ以上はもういいです。後で、私が後で聞きに行きます、納得のできないところは。そのときに総務課長は、私に納得できるような答弁のできるようにしておいてください。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時21分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 議案第 2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第 3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第 4号 天栄村医師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 5号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 6号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第 7 議案第 7号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 8 議案第 8号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 9 議案第 9号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第10 議案第10号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第11 議案第11号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第12 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第13 表彰状伝達

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
企画政策 課長	熊田典子君	産業課長	黒澤伸一君
住民福祉 課長	北畠さつき君	税務課長	櫻井幸治君
建設課長	塚目弘昭君	湯本 支所長	星裕治君
教育課長	関根文則君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	小山富美夫	書記	星千尋
書記	森		歩

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第1号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、櫻井幸治君。

[税務課長 櫻井幸治君登壇]

○税務課長（櫻井幸治君） おはようございます。

1ページをお開きください。

議案第1号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金

額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第4項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の下に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。)」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円)」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2項、この条例による改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行例の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日より、個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うこととなるため、この影響により、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするため、減額の対象となる所得の基準について、所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料1ページ、新旧対照表をご覧ください。

第23条第1号から第3号につきましては、一定の所得額以下の世帯における減額の軽減判定額を定めております。国民健康保険税は、被保険者等の所得により算定される応能割と、加入人数や加入世帯に均等に課せられる応益割がございますが、国民健康保険税の負担能力が特に不足している世帯を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の世帯平等割額と、加入者の均等割額が所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置が講じられております。

今回の改正におきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽

減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、給与所得者と公的年金等の支給を受けている者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることで、現在と同様の水準で軽減判定が受けられるように、計算式の見直しを行うものでございます。

附則4項につきましては、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備によるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例。

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和42年天栄村条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2項、この条例による改正後の附則第2条第1項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、租税特別措置法の一部改正により、特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に改正されたことに伴い、関係条文の文言を改めるものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） おはようございます。

6ページをお願いいたします。

議案第3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条、この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

本改正の理由につきましては、先ほどご承認を賜りました議案第2号の内容と同様でございます。

附則第6条において、関係条文の文言を改めるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第4号 天栄村医師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 8ページをお願いいたします。

議案第4号 天栄村医師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村医師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村医師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例。

天栄村医師養成奨学資金貸与条例（平成26年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、

「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2項、この条例による改正後の附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

本改正の理由につきましては、これまでご承認を賜りました議案第2号、第3号の内容と同様でございます。

附則第2項において、関係条文の文言を改めるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第5号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 10ページをお願いいたします。

議案第5号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村後期高齢者医療に関する条例（平成20年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第1条、第2条）」を「（第1条・第2条）」に改める。

第8条の見出しを「（還付加算金）」に改め、同条中「又は充当加算金」を削る。

附則第2条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項を次のように改める。

第2項、当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に0.5%の割合を加算した割合をいう。）次項において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、第8条第1項の規定によりその例によることとされる地方税法第17条の4第1項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中、「年7.3%の割合」とあるのは、「附則第3条の2第4項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。

附則第2条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項のいずれか」に、「延滞金及び還付加算金並びに充当加算金」を「延滞金及び還付加算金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、前項に規定する還付加算金特例基準割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2項、この条例による改正後の天栄村後期高齢者医療に関する条例附則第2条第1項から第4項までの規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

改正理由をご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、これまでご承認を賜りました議案第2号から第4号までの内容と同様の部分に加えまして、還付加算金特例基準割合では、加算率において引下げとなりました。また、県の後期高齢者広域連合との関連から、還付加算金割合がゼロ%となることのないよう、その旨の規定も追加することとしております。

改正点につきましては、議案説明資料の6ページの新旧対照表をお願いいたします。

第8条では、充当加算金の文言削除、附則第2条第1項では、延滞金特例基準割合や平均貸付割合への文言を改める。第2項では還付加算金特例基準割合については別建てとし、平均貸付割合の加算率が0.5%となる旨の規定を、また、第3項として、前項により計算される還付加算金特例基準割合が年0.1%未満であるときは、年0.1%の割合とする内容を追加するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、取得する財産及び数量、天栄村立小中学校情報機器等一式。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、3,151万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額286万5,000円。
- 4、契約の相手方。住所、福島県郡山市堤下町13番8号、氏名、株式会社エフコム、代表取締役社長、瓜生利典。

起案理由をご説明いたします。

資料の8ページをお願いいたします。こちらは購入仮契約書でございます。品目及び数量でございますが、第9号天栄村立小中学校情報機器等購入一式となっております。これは、国で進めておりますGIGAスクール構想による情報機器を児童生徒1人1台整備するためのタブレット端末などの購入であります。

契約金額3,151万5,000円、うち消費税及び地方消費税の額が286万5,000円となっております。

納入期限は令和3年3月25日、納入場所及び納入方法は、仕様書及び発注者の指示によるとなっておりますが、これは、各小中学校への納入でございます。

受注者につきましては株式会社エフコムでございます。令和2年11月26日に仮契約を結んだものであります。

続いて、9ページが入札経過書で、10ページが入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

11ページをお願いいたします。

1の納入物品につきましては、情報機器の具体的な内容と数量でございますが、タブレット端末が422台、画面転送用の周辺機器、これは主に各学級で使用するものであります。大型テレビへの映像出力をする機械及び接続ケーブルで、27組の購入であります。

それぞれの学校への台数等の詳細につきましては、2の納入場所の欄に記載されている数字の数量のとおりであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第7号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 14ページをお開き願います。

議案第7号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,528万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,144万6,000円とする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

18ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3,000万円。特別交付税見込額の計上であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額370万1,000円。障害者自立支援給付費負担金309万1,000円、施設型給付費国庫負担金61万円の増でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額383万4,000円の減。特別定額給付金給付事業の確定に伴う減額でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額96万2,000円。介護保険法改正システム改修補助金84万9,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金11万3,000円の増であります。

3目衛生費国庫補助金、補正額224万5,000円。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金224万5,000円の新規計上であります。

7目消防費国庫補助金、補正額77万5,000円。消防団設備整備費補助金77万5,000円の増であります。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額223万9,000円。障害者自立支援給付費負担金154万5,000円、施設型給付費県費負担金69万4,000円の増であります。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額287万6,000円の減。実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金16万4,000円の減額、イノシシ捕獲管理事業補助金、捕獲見込み頭数の増加に伴い91万円の増額、国土調査事業補助金は、事業費確定に伴い362万2,000円の減額であります。

7目教育費県補助金、補正額100万円の減。東京オリンピック開催延期に伴い福島県東京2020オリンピック開催準備事業補助金100万円の減額であります。

3項委託金、6目消防費委託金、補正額1万1,000円。ふくしま防災ガイド配布手数料1万1,000円の新規計上であります。

次のページをお願いいたします。

民生費委託金、補正額1万1,000円。特別弔慰金支給事務費交付金1万1,000円の新規計上であります。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額800万円の減。財政調整基金繰入金の減額であります。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額105万円。スポーツトラクター自損事故による自動車共済保険金の計上であります。

歳出。補正のうち3節につきましては、給与改定により期末手当の減額であります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額309万4,000円の減。常任委員会行政調査等の中止による旅費、費用弁償、自動車借上料の減額であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額114万1,000円の減。村民ゴルフ大会の中止、ふくしま自治研修センター研修人数の減少による減額であります。

5目財産管理費、補正額16万5,000円。公共施設の今後のあり方を検討する委員会のための委員報償であります。

7目支所及び出張所費、補正額7万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

8目交通安全対策費、補正額50万円。カーブミラーの工事及びサポカー補助金の増額であります。

11目特別定額給付金給付事業費、補正額383万円の減。特別定額給付金給付事業確定に伴う各種経費の減額であります。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額11万6,000円の減。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額3万2,000円の減。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額10万円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額10万7,000円の減。

2目老人福祉費、補正額4万5,000円。敬老会の中止による各種経費の減額でございます。次のページをお願いいたします。

12節は、介護報酬改定等によるシステム改修委託料の増額であります。

3目老人福祉施設費、補正額5,000円の減。

4目福祉医療費、補正額56万7,000円。後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修委託料の増額であります。

5目障害対策費、補正額618万4,000円。障害福祉サービスの利用見込み者の増加に伴う障害者自立支援給付費の増額であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額246万2,000円。村外の認定こども園の新規利用者等に伴う施設型給付費の増額であります。

3目保育所施設費、補正額9万円の減。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額1万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額8万4,000円の減。

2目予防費、補正額224万5,000円。新型コロナウイルスワクチンの実用化に対応するための必要な体制整備の各種経費であります。

次のページをお願いいたします。

4目健康増進事業費、補正額184万円の減。集団健診中止による委託料の減額であります。

7目放射能対策費、補正額9,000円。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額2万7,000円の減。給与改定に伴う天栄村水道

事業会計繰出金の減額であります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額117万3,000円の減。農業委員研修等の中止による旅費、自動車借上料の減額。事業費確定に伴う農業委員作業服購入費の減額等でございます。

2目農業総務費、補正額11万2,000円の減。

3目農業振興費、補正額11万5,000円の減。

7節は、てんえいふるさと公園検討委員報償の増額であります。

5目農業施設費、補正額2万2,000円の減。給与改定に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金の減額であります。

6目水利施設管理費、補正額2万2,000円の減。

7目国土調査費、補正額810万5,000円の減。事業費確定に伴う各種経費の減額であります。

10目開発センター費、補正額30万円。トイレ改修工事の増額であります。

次のページをお願いいたします。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額220万円。既存除雪機の老朽化に伴う除雪機の更新であります。

2項林業費、1目林業総務費、補正額501万9,000円。増加するイノシシ等有害鳥獣被害対策としまして、新規狩猟免許を取得する方への試験手数料の拡充、新規事業として、イノシシの生態調査業務委託、捕獲頭数増加によるイノシシ捕獲管理事業補助金や、天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金の増額。モデル事業としまして、ワイヤーメッシュ設置補助金の新設等であります。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額1,415万円の減。新型コロナウイルス感染症対策支援金の確定に伴う減額であります。

3目観光費、補正額81万5,000円の減。

18節は、事業中止による羽鳥湖高原ウオーク負担金の減額であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額2万3,000円の減。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額2,561万1,000円。

10節は、除雪車等の車検や雪寒整備に係る増額。

次のページをお願いいたします。

12節は除雪委託料の増額であります。

2目道路新設改良費、補正額92万3,000円。黒沢2号橋橋梁補修工事への組替えであります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額161万4,000円。確定に伴う須賀川地方広域消防組合分担金の増額であります。

2目非常備消防費、補正額37万3,000円の減。模擬火災訓練、幹部視察研修の中止等による各種経費の減額。

次のページをお願いいたします。

17節は、消防団に配備する発電機、投光器の購入であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額19万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額1,298万3,000円。

11節は、大里小学校の暖房機修繕、14節は各小学校のトイレ改修及び湯本小学校ネットフェンス設置工事の増額であります。

2目教育振興費、補正額30万1,000円の減。事業費確定に伴う減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額16万2,000円。

2目教育振興費、補正額192万7,000円。

12節は、事業費確定に伴う委託料の減額。17節は、天栄中吹奏楽部の楽器の更新に伴う増額であります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額51万2,000円。

14節は、防犯用の照明設備設置工事の増額であります。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額67万6,000円の減。成人式事業費確定に伴う各種経費の減額であります。

2目生涯学習費、補正額71万1,000円の減。家庭劇場、芸能発表会の中止による各種経費の減額であります。

3目湯本公民館費、補正額53万円の減。湯本地区文化祭経費の確定及び各種講座の中止による減額であります。

6目生涯学習センター費、補正額156万7,000円の減。

14節は、東京オリンピック延期に伴う多目的ホールプロジェクター設置工事の減額等であります。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額7万2,000円。聖火リレートーチの購入経費であります。

2目湯本保健体育費、補正額43万6,000円の減。各種スポーツ教室に係る経費の減額であります。

3目学校給食センター費、補正額1万7,000円の減。

4目天栄体育施設費、補正額248万8,000円。スポーツトラクター、フットサルゴール、得

点板の購入費であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額82万9,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

（午前10時46分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（服部 晃君） 一般会計補正予算の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 28ページ、羽鳥湖高原交流促進センター費で、除雪機の220万の補正予算が上がっていますが、これ、入替えのための新車購入の金額だろうと思うんですけども、前の機種の流れ、どういう状態で新車を入替えしなきゃならないのかという過程を分かれば、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

除雪機の購入なんですけど、こちら議員のおっしゃるとおり、入替えということを考えております。この前の除雪機を購入しましたのが、平成6年というようなことを聞いておまして、もう25年以上たっております。現在、今年、走らせようとして機械を確認したところ、クローラーという下のキャタピラーのような部分が破損しておまして、そこを交換してやったとしても、ほとんどもたないんじゃないかというお話がありまして、今回購入ということで予算計上させていただきました。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） もたないということで、どうしようもないということで、購入を決めたということなんですけれども、もっとちょっと違う説明もあるんじゃないですか。修理して幾らかかるとか何とかって、やっちは、そういうのはやらなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

当初修繕ということでやはり見積りを取らせていただいたんですが、その際には、30万少

しかかるというようなことで、効率を考えまして、購入の方向でというような計上といたしました。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 実は、私はこれ、自分の私用で農協へ行きました。機械の修理を依頼するのに、トラックコンバインの。そこでたまたまその機種があったんですよ。これ、どここのやつ、大したやつがあるんですねと聞いたら、これ、村のですよと言われたものですから、いろいろ聞いたんですよ。これ、直すのに、どれくらいかかるの、今課長が言ったように30万くらいかかりますよという説明でした。

でも、一応それで1回発注しているんじゃないですか、農協ではちゃんとキャタピラーから何から、部品みんな取ってあったんですよ。エンジンかけて動かしていた、私が行ったときには。だから、そういう、直せば動くのかと言ったら動きます、大丈夫です。でも何とかやらないと言われたからこれは返品しなきゃならない。農協の人が言っていた。

そういう過程もあって、何でかんで入替え、220万も出して入替えするのか。30万で上がるのなら30万、4年でも5年でもそれでまだ使えるなら。そういう費用の算出方法もきちっと考えて、費用を出すような形にしないと、予算がない、予算がないといったって、予算つくんですよ、補正組んで。だからそういうふうなやり方じゃなくて、もう少しやっぱり慎重に考えるべきじゃないかと思うんですよ。予算がないなら。だからこの220万は、ちゃんとした見積りをもらっての金額なのか。それちょっと説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

220万については、事業者から見積書をいただいております数字でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 本当に220万、それは私も見せていただかないと分かりませんが、新しく購入するのに幾らくらい、村が220万で補正組んであるんだぞと言ったら、いや、そんなにかかりませんという意見を聞きました、担当者から。だから、本当にそれ、きちっとした原価じゃなくて、定価は定価であると思うんです。だからその中身をきちっとやっているんだっていうことを確認したかったんですよ。

私らは、農家の皆さんはいろいろ村の補助金を申請するときには、きちっと見積もると、申請書をちゃんと書いて提出して審査して、補助金をいただく、してもらうような形になるんですけども、だから、そういうやつだってこれだって村が買うならば、村の財産ですから。だから、きちっと見積りも、定価の見積りを聞くんじゃないんですよ。本当の価格をちゃんと見積りを出してもらっているのかということを知りたいんですよ。どうですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この除雪機に関しましては、メーカーの小売希望価格というカタログを今手にしておりますが、希望小売価格が税込で264万ということになっておりまして、見積りを正式にいただいているというような形で220万ということで計上させていただきました。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） それ、後で見せてください。向こうの担当職員が間違っただけで答弁したのかもしれないし、そんなにかからないと言われたから心配になっちゃったんです。そういうことのないように、一応修理を依頼したんだけど、修繕しなくていいよ、買うようにしますからって、まだ議決もされていないのに、そういう発注方法というのはないだろうとは思いますが、でも、これからの発注だと思えば、そこら辺は慎重に考えてやっていただかないと、私は、農家の皆さんに補助金を出すときは、きちっと審査して厳しく資料取ってやっているんですよ。だから、村が自分らで予算を幾らでもつくり上げることができるというような考えで、予算を立ててもらっては困る。いかに費用を抑える。予算がない、予算ないって、私は一般質問で何か言うと、いつも予算がちょっとありませんので、というような答弁が多いものですから、そこら辺も村としても、物を買うときはきちっとやっていかないと、予算がない中でやるんですから、費用を下げることを考えなきゃならない。そこら辺はきちっとやっていただきたいと思います。

後で資料を見せていただきたい。あとはだからもう1回交渉してもっと安くなら、幾らでもどんどんやって、値段を下げるように努力していただきたいと思います。

あともう一つ、一番最後かな。36ページの天栄体育施設費の中で、スポーツトラクター、これも更新なのか新たに買うのか、どういうふうな、どこで使う機材なのか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちら、議員のおっしゃるとおりスポーツトラクターの更新という形になりますが、実はこれ、村のグラウンドを整備するためのスポーツトラクターであります。これまでありましたスポーツトラクターが、実は10月に、移動中に道路ののり面に転落してしまうという自損事故を起こしてしましまして、車両が大きく破損してしましました。年式も古いため修理するにも車両、新車を購入する金額と同じぐらいかかってしまうということから、修理せずに新たに車両を購入するため、今回の補正に計上させていただきました。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 内容は、修理しても同等の金額近くかかるという話でしたので、これは何とかもう仕方ないかなと思います。でも、やはり、どんな購入でも、村の財産となる品物に対してはやはり慎重に費用を出していかないと、補正で幾ら入替えしても、予算ない中でできるということは、もう私に言わせれば、何となく不思議でしょうがないんですね。幾らでもどんどん組んでいけるという、削減するということを考えているんだか、考えていないんだか、分からないですけども。一般財源はきちっと、物を買うときでも何でもきちっと、慎重に、見積りでも何でも取って、慎重に精査しながら決めていただきたいと思います。以上、私、2件で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 28ページの農林水産業費の中で、委託料99万、有害鳥獣生態調査業務委託料、ありますが、この有害鳥獣の生態調査はどのような事業にこれ利用されるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、近年、本当にどんどん増えているイノシシというようなことで、実際にどんな事業をやるのかということであれば、夜間にドローンを飛ばしまして、そちらに赤外線カメラを搭載して、その期間、大体4時間くらいの間をイノシシを見つけたら、大体、以前の調査、その会社のやった調査を見せていただいたんですが、ほとんどが群れで行動しているということで、それを4時間飛ばしまして、イノシシの行動範囲を確認いたします。それを大体、大体というか、2回ほど繰り返しまして、この地区については、こういう状態で、イノシシの行動範囲が分かるというようなことで、そちらを基に捕獲の実施隊であったり、うちの協力隊であったり、そういった方に、捕獲にピンポイントでやっていただけるようにつなげていきたいなということで、3回分の予算を取っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、天栄村全域やるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今回のものにつきましては、ある意味試験的という意味合いもありまして、3地区ほど選定してやらせていただきたいと考えております。

〔「どこの地区」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） それはちょっとこれから検討です。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大変夜間に飛ばしてということで、ドローンでそれ、どこかで実証実験というか、実証の事業をしたというところが今あるように聞いたんですが、かなりの確率で高いデータが得られるということには間違いはないのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私が確認したのは、葛尾村でこちらの会社さんがやられて、イノシシの群れを発見して、その行動範囲をデータ化した書類をサンプルでいただいております。なので、イノシシがいないところであれば、もちろんそこはイノシシがいなかったという結果になるんですけども、イノシシがいれば、そういったものを捉えられると思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今3回実施するということですが、3回くらいで大丈夫なんですかね。せっかくやるんだったら、思い切ってきちんとやって、正確な行動範囲を把握してやれば、大変有効的な駆除ができるんじゃないかと思うんですが、中途半端なやり方でやっていたのでは、何もならないんじゃないかなと思います。どこの地区でやるんだか知らないけれども、3回くらいで天栄村の、湯本は別として、二つに分けるとしても、3回くらいで、特殊カメラつきでのドローンで、そこまで細かくデータを取れるのかなと。どうせやるなら、4回でも5回でもいいからきちんとやって、本当に有害駆除に、役に立つような事業をやってもらいたいんですよ。確かに、増えててみんな困っているわけですから。だからやるんなら、思い切ったきちんとした駆除につながるような調査をお願いしたいんですが、その辺をきちんと、もっと検討というか、3回でほぼ大丈夫だということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この調査に関しましては、やはりイノシシが山にということ、やはり冬季間しかできないというようなことと、冬季間であれば、悪天候、例えば雪が降ってしまったり、雨が降ってしまったりすると、現場に行っても飛ばせないというような状況がございます。ということがありまして、やはりちょっと数が制限される部分があるのかなと思いますが、もしこの調査で有効だということであれば、また来年度予算に盛り込むなり、3月の補正に盛り込むなりというようなことも検討してまいりたいと思っていますので、ご理解いただけ

ればと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私の言いたいのは、天栄村全部ということには確かにいかないと思うんですが、地域を区分けすると言っても、鳳坂峠辺りを分けて、湯本こっちに分けるしかないんじゃないのかなと思うんです。それで、どうせやるんなら、牧本、大里と分けるような設定では意味ないんじゃないかと思うんですよ。やはり広範囲に全部調べる。一挙に。そういったことでやったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。必ずしも牧本にだけいるわけじゃないから、大里にいる場合もあるし、広戸にいる場合もあるんですから、だから回数を多くするか、調査区域を上と下に、湯本と平地と分けるような方法でやったほうがきちんとしたデータが得られるんじゃないかなと思う。

だからどうせやるんだったら、もう少し金かけてもいいから、こういう調査は早くしてもらったほうが農家にとっては一番いいことです。ですから、やるんなら思い切ったことを、どうせやるんだったら今のうちに、ただ、そのあれで、ある程度得られるじゃなくて、もう分かって、思い切ってやるということでやったほうがいい、一日も早い駆除ができるんじゃないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

課長は頭痛いと思うんだ。村長に聞いたほうがいい。課長はできるとか言えないだろうから。村長に伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、全域、これはやりたい部分なんです、今回、この3か所ぐらいという場所を決めたというのは、箱わなをやってもかからない。くくりわなをやってもかからない。なかなか大型、大きいイノシシがいるんですけれども、もう相当学習能力があつて、なかなかつかまらない。その居場所を見つけて、それで駆除隊、あと猟友会の皆さんと、大体その巣と言つていいのか分からないですけれども、その場所を見つけて、巻狩りのようなことをやりたいというようなことで、その駆除をまずやってみるというようなことなんです。それで、成果が上がれば、今後、全域に向けて、被害のあるところ、そこをやつていきたい。今、頭数も300頭も超えて捕獲しています。それで、被害の多いところ、それだけイノシシの出没しているところ、そういうところを見つけながら、それと、駆除隊と連携したやり方をやつていきたいというようなことで、今います。

これができれば、今の鏡石町でもイノシシが出て、駆除したり、須賀川も熊が出たり大変だというようなことで、これは各、今度市町村での連携にもつながってくるものなので、一度この中で、この予算の中で、ただ、これがうまくいくかいかまだ分からないもので

すから、いくようであれば、予算をしっかりと取って、全域の中で、取組をしていきたいという思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） イノシシって夜も行動するんだよね。そうすると例えばこれ、ドローンで、赤外線カメラをつけて、調査するんでしょうけれども、駆除隊の人たちも、当然そこ見てもらっているんですか、画面か何かで。そしてそういうやり方して、ここにいたと。だって必ずそこにまた、次の日そこにいるとも限らないんでしょう。夜も昼間も移動するんでしょ、あれ。どうせやるんだから、成果の上がるようなことを、何日も過ぎてからデータ、駆除隊に、ここにイノシシいたから、いましたよというデータを渡すんじゃなくて、駆除隊の方々にも見ってもらって、こういうふうに夜、どういうふうに動いたとか、こういうふうに、夜、行動するんだという習性というか、そういうものを見てもらったほうがいいのではないかと思うんです。ただ、後からドローンの会社からもらった映像を有害駆除隊に渡して、ここにいましたからというようなやり方では、生き物で動いているわけだから、思ったような成果が上がらないんじゃないのかなと。やるなら思い切ったことをやって、一回やってみるということ、ただ少しずつやってみて、これで、3回に分けてやってみて、成果が上がるといったって、本当に、やるときにはきちんとやることをやらないと、必ずそこにたまたまドローンを飛ばしたって、そこにいなかったなんてなったら、何にもならないわけですから、どうなんですか。もう少し思い切った、村長、また追加予算でもいいから取って、どうせやるんなら思い切って、実績が上がるような方法をもっと緻密に考えて、やるんだったら、やっていただきたいと思うんですよ。どうなんでしょう。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やるのであれば全域やりたいと思っています。ただ、これもまだそれほど実績がない中で、確かにイノシシ、私もその映像を見せてもらいました。イノシシが群れで移動しているというのが映っているし分かるものですから。まずイノシシのねぐらでもないですけども、同じところに戻る習性があるようです。そういったものを確認して、これで効果が上がるようであれば、きちっと予算取って、全域調査はしていきたいと考えておりますので、今回、これで、一度、そんなには先ほど課長言ったように、天候があったり雪が降ったりすればなかなかできないというような話もされていますので、この期間しかないんですよ。広葉樹、木の葉っぱも落ちた中で、それが赤外線カメラで熱感知をして映るというようなことなものですから、一度これでやって、その中で判断をさせていただければと思います。

どれだけの成果が、正直なところ、私も今の話を聞いて、やらないと分からないし、どれ

だけ捕獲できるかというのもありますので、これのものを使って、イノシシの生態、ある程度、ここが拠点でイノシシが動いているということは、猟友会の皆さんからも話は聞いていますので、そういった部分をもし見つけられるのであれば、これできるとなれば予算はしっかり取ってやっていきますので、ご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そのことについては分かりましたが、とにかく有効なる駆除をしていただきたいと思います。

ただ、それと、私あまりいい話を聞かないんですよ。有害駆除隊の何かトラブルがあるというのは、村長は聞いていないですか。有害駆除隊はみんな一緒に仲よくやっているのかと思っていたら、ある人のわながいたずらされて、何回かいたずらされているらしいですよ。それと今、ほかから来て、県外から来て、天栄村の有害駆除に協力しているらしいんですが、何かその人たちの話も、あまりいい話でないんですよ。今は猟期の期間らしいんですね、今は猟期、誰でも撃てるという、有害駆除隊、特定の県の許可がなくても撃てる時期らしいですね、今は。だから誰でも、狩猟免許さえ持っていれば、イノシシでも何でも撃てる時期らしいですよ。それなのに、ああいう人たち、金くれてやっているのかと。今は皆さん、有害駆除という時期ではないんだと。県からは出ていないんだと。許可は、今は出ていないんだと。そういう人に金くれて、有害駆除するのかというような話も私もそんな話、初めて聞いたし、訳が分からない話なんだけれども、我々、1匹でも多く取ってもらえばいいわけなんですけれども、そういった人に村で全て補助しながら、今遊びの期間だと、遊びって、その人がたまたまそういう話で、遊びというわけでもないのでしょうか、そういう自分の趣味でできる期間なんだぞと。それに車からお金までくれてやっているのかというような話も、私、されて、私もそんなこと詳しく分からないもので、答弁も何も面食らったのですが、そんなような話もあるんですよ。

ですから、そういうのはどうなっているのかなと思って、私も聞いてみないと分かりませんと答えたんですが、そういう話で、駆除隊仲間も何かしっくりいっていない、外部から来た人たちもうまくいっていないし、何か一部の人のわなだけ、イノシシのわなだけいたずらされたというような話なんですよ。

だから何かちょっとあまりいい話、一生懸命やってくれているのかなと思ったらそんな話を耳にされたので、一つ、よく地元の有害駆除隊の方に内容を聞いてみて、対応していただきたいなと思います。そんなことでひとつお願いしたいと思います。今分かっていたらどうぞお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

細かいところは、私も分からなかったんですが、わなをいたずらされたとかなんかというのが、それはちょっと分からないですけども、駆除隊の隊長、永山隊長いますけれども、隊長から聞く中では、外部から来たというのは、地域おこし協力隊、これは国から全部、その費用等負担が出ている、2人なんですよ、若者2人。これだけイノシシの被害が増えて、なかなかあと若い方が狩猟免許の取得、あとはその駆除もなかなかできない。特化した部分で募集したらどうだということで、私がそれは言いました。募集したところ、2人が応募してきたんですよ。実績も、他県で、イノシシではなかったんですけども、鹿の駆除隊の組織に入って、大分駆除をしてきた実績があったので、来て、今、頭数も去年の倍になっているというのは、この地域おこし協力隊、この2人が駆除隊に入って毎日やっているの、これだけの捕獲ができてきたのであって、ただ、議員が言うように、村でお金を出してというのは、国から来ている地域おこし協力隊、何人でも雇えるんですよ。今までも農業者の補助であるとか、村の活性化のためというようなことで、各市町村、これを利用しながら、地域の活性化に向けた取組、それぞれに取り組んでおりますが、村では、この2名の若者、地域おこし協力隊には、国の予算を使って、全てにおいて対応しているというようなことでございますので、村で、この猟期間に入って、それでも村でお金を出して、それは全然違いますので、誤解のないように、ご理解をいただければと思います。

また内部でもめているというのは、また、私も今、今日初めて聞いたものですから、駆除隊の隊長も含めて、いろいろ聞いて、そこは連携が取れないと、なかなか駆除のほうも進んでいかないので、その辺はちょっと聞いてみたいと思います。そちらについては、今後聞き取りした中で、またお答えをさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 説明で大変分かりました。ただ、国からの金、出ているということだけれども、村で出さないで、国から出ているけれども、その人の言うことについては、国から出ようが村から出ようが、今は、狩猟期間なんだと。有害駆除は、県で出して初めて有害駆除で鉄砲を撃てるんだと。今は狩猟期間だから、そのやつは、県からは、許可が出ていないわけだろうという話なんですよ。だからちょっと飛躍しているんですが、自分の趣味で鉄砲を撃って、そして、イノシシなり熊なりを捕って、村とは言わない、でも国の金もらいながらやっているのはという、ひがみみたいな話もあるんですが、そういう話ですから、私も、ただ一応話だけは聞いて、あまりここで言ったりすると、せっかくの仲間がまた分裂して、せっかくうまくいっているのが、うまくいかなくなるとは困ると思うものですから、その辺を十分注意しながら、内容を聞いて、みんなが仲よくできるように、一匹でも多く捕れるような方向に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 議員のおっしゃったことは十分承知いたしました。そして、地域おこし協力隊で捕獲だけをしているわけではないんですよ。どここの畑、農地が荒らされた、すぐそこへ行って、どういう対応するか。くくりわなを仕掛けたり、箱わなを仕掛けたり、それは本当にいろいろ、大分やっているんで、農家の皆さんはじめ、地域の方々から大変感謝されているものがございますので、今後も捕獲ばかりでなくて、生態調査もする。今後は、群れで住んでいるものですから、発信機をつけたり、それも県と連携した形でできないかと、そういう話もしているものですから、あとはどうしたらイノシシなり鹿が来ない、よけられるような、そういう方法も考えているので、全体的に見ています。あとは一般の方々、本当に趣味で、有害獣の駆除をしたり、捕獲したりというようなことをやっていますが、この地域おこし協力隊は、それ以外にもいろいろ対応していますので、そんな活動もしているというようなことで、ご理解をいただければと思います。

あとは猟友会、駆除隊の皆さん、しっかりとその辺を皆さんがご理解をして、連携できるように、担当課も含めて、私たちが間に入りながら、進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私は悪いとは言ってないんですけども、ただそういう話が出て、私は聞かされたから、どうするかとは思ったんですが、たまたまここにこんな予算も出たりしたのだから、話のついでにこれ話したんですが、やっぱりあれですよ、何せわなも、聞くとあるんですよ。自分のエリアがあるらしいんですよ、それぞれの。イノシシのわなをかけても、ここは、自分の、俺のエリアだとかというようなことでやっているみたいなんだけれども、それを邪魔するようなことをしているというんですけども、そういった細かい話はここでなくてもいいんでしょうけれども、一つ何せみんな仲よくして、早くこの被害がなくなるようにさえしてもらえば一番いいわけなので、その辺は十分勘案しながら、話を進めてください。分かりました。了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 25ページの衛生費、予防費の中の委託料ですけども、ワクチン接種体制ということで156万6,000円。これ、国庫補助金で、224万5,000円来ていますね。そのあれかなと思うんですが、これの委託単価と、あと何人見込んでいるのか。それをお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

こちらの単価についてでございますが、単価といいますのは、まず内訳なんですけれども、システムの改修につきまして、こちらが14万6,000円になります。それ以外の分につきまして、村民全員の分ということの接種券とか予診票、そういったものを含めまして、それぞれに印刷代とかというふうな内容になっておりますので、単価というものは特段ないという内訳なんですけど、印刷代とデータ作成とかというものですので、ここに単価はありますけれども、業務によって単価は、印刷設定費とかデータ作成費とかという内容の設定ですので、それでご理解いただいてよろしいでしょうか。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、これ実際、病院に行ってワクチンを打つとかというあれではないということですね。あくまでも村民に対する広報の分の予算計上だということではないでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

こちらはまだ接種をする状況ではありませんで、そちらの前の段階、こういった皆さんに周知するための予算であるということでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 27ページ、農業水産業費の中の農業振興費のてんえいふるさと公園検討委員報償ってありますけれども、こういう委員会があったというのは、私初めて、私の記憶違いか知りませんが、初めて知ったんですが、どのようなメンバー構成で、何人ぐらいで構成されているのでしょうか。また何回ぐらいこれまで検討委員会を開いていますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この検討委員会につきましては、これから立ち上げるものというようなことで、今年度3回程度、予定しております。

○議長（服部 晃君） メンバー。

○産業課長（黒澤伸一君） 失礼しました。メンバーにつきましては、確定しているわけではないのですが、一応今のところは、各種団体の長であったり、それから取引されている商工業者さんであったり、それから、有識者を入れてというようなことを考えております。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 32ページ、学校管理費の工事請負費で、湯本小学校ネットフェンス設置工事請負費200万、これをもっと詳しく説明願います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらは湯本小学校のグラウンドから見ると、校舎の裏側が山側になっていますが、その山側とあと民地の畑の学校の裏手の160メートルにわたってネットフェンスを設置する予定でございまして、実は今年度、児童、園児がつくっていた畑が全てイノシシに荒らされてしましまして、それと併せて幼稚園の園庭が、やはり校舎の裏側にあるんですが、日中もイノシシが現れてしまうという事案もありまして、園児を安全に、安心して園庭に出せない状況が続いておりました。そこで、電気柵やワイヤーメッシュも検討したんですが、やはり小さい子どもには危険でありますので、今回、きちっとしたネットフェンスを一応今後3月中の設置を目指して、4月からは園児、児童が安心して活動できるように、今回の補正に計上させていただいたものです。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

ドローンを使って早く退治してと思います。

それと先ほど1番議員の質問と関連するんですが、これ、ワクチン接種体制確保のための委託料ということで、156万、これスムーズに、要するに全村民がワクチンを受けられるための体制を整えるということなんですけれども、これ、どこに何を委託するんですか。まだイメージが湧かないんですけれども、先ほど広報のためにということだったんですけれども、それとシステム改修が16万、この予算のほかの委託料の部分というのは、どんなものにかかるのかなと思います。それは分かりますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

委託料の内訳でございまして、まずシステム改修といいますのは、現在、予防接種に関連するシステムがあるんですが、そちらの内容をまず改修をするということがございます。そちらが14万6,000円になります。

それ以外につきましては、接種をする前の段階というところで、接種券の印刷、そのた

めの、こちら業者さんのほうに委託するようにはなるんですが、トータルで143万ほどになるんですが、こちらの金額を見込んでおまして、そちらの印刷準備というところで、対象者の抽出、そちらのデータ作成や、あとは印字していただいて、あとは封入作業まで、全て含んでおる金額でございまして、その分の用紙は、別に5万5,000円は計上しておるんですが、そういった内容で、トータルで、委託料を156万計上させていただいております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） まだ国で全てワクチンの接種の費用はもつということなんでありますが、決まったばかりで、具体的なシステムとかというのはまだ分からないかと思うんですけども、今の課長の説明だけ聞くと、それで150万も委託料を取るのかというような、すごい思いをします。国から全額下りるので、村は、お金はかからないとは思いますが、何かこの委託料というのはすごい、あまり疑問も持たないで、ぽんと委託して、予想以外の金がかかるなというふうに思いませんか、課長。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

[住民福祉課長 北嶋さつき君登壇]

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、業者のほうからいただいた見積りに関しましては、急なことでもありましたので、一旦見積りをいただいたところではありますが、今後内容につきましては精査をいたしまして、詰めるところは詰めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

あともう1点、21ページの財産管理費、報償費、公共施設あり方検討委員会報償。これについて、このあり方検討委員会、これ、どんな目的で検討委員会を開くのか。それをご説明願います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現在、村のほうで管理しております公共施設、こういったものがございまして、将来的な人口減少、人口構成など変化、そういったものの変化などに伴いまして、今後、公共施設全体的にございまして、学校、道路、橋梁、上下水道を除きまして、それ以外の公共施設、そういったものを今後、需要動向を見据えながら、施設の大規模改修であるとか、または改築改修、転用、廃止など、そういったものを、今後の各施設のあり方を検討するというところで、設置したいと考えているものでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そのメンバーはどういう方を予定していますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まだメンバーにつきましては、確定ではございませんが、今想定しておりますのは、学識経験者、並びに、できれば議会のほうからもご参加をいただきながら、そのほか各種団体の代表者、そういった方々をメンバーとしまして、10人程度の参加をいただきまして、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今回これ補正に、わざわざこうやって上げたということは、今年度中に検討委員会を開くんでしょうけれども、結構いきなり感があるんですよ。要は先ほど総務課長がおっしゃられた、今後の公共施設のあり方を検討するのであれば、結構余裕があると思うんですよね。急ぎのものもあるかも分からないんですけども、何でこれ、今回の12月の補正で上げる必要があったのか。緊急なものが何かあったんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今現在、公共施設等の個別施設計画、こういったものの策定を進めております。この中で、そういった個別施設計画の取りまとめから検討を今後進めていきたいというふうなことで、このたび補正のほうで計上したものでございますが、できるだけ今年度立ち上げまして、来年度以降見据えた形で議論していきたいということで、今回、補正のほうで計上したところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今の個別、何とか計画っておっしゃられましたけれども、それはどういう計画なんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

各施設の、例えば施設の建設からこれまでの経過年数や、あとは施設の損傷状況、さらには、施設の管理運営、将来的な需要動向、こういったものを考えて、今後どの程度の費用がかかるのか。そういったものも踏まえて、施設の方向性を定めていくというふうなものでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今ので大体分かりましたが、今の総務課長の説明ですと、各施設の経過、破損状況とか、今後の利用状況等々って、それは役場の人が一番分かる話じゃないですか。恐らくいろんな施設に関して、管理しているんですから。それをわざわざあり方検討委員会というのもつくって、そういう人たちにあり方を検討してもらおうという、それは要るんですか。私は要らないと思うんですけれども、しっかり役場の皆さんで状況を分かっているわけですから、それで足りるかと思うんですけれども、その辺は、なぜあり方検討委員会というものをつくらなければならなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

確かに職員につきましては、そういった施設の維持管理をしております。ただ、実際その施設を利用しているかどうかというのは、その施設を利用している方々、または団体、あとは専門的知識のある方、こういった方のご意見をいただきながら進めたいということで、このあり方検討委員会という形で設置したいと、このたび計画させていただきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

8番、熊田喜八君。

議案審議の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時57分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（服部 晃君） 一般会計補正予算について質疑ございますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 22ページの14節のカーブミラー設置工事請負工事25万というのですけども、これは新たな設置なんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

これまで4基ほど設置しておりますが、今後、予定ということで、4基ほど設置する予定

でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 天栄村にはこのカーブミラーというのは何か所あるんですか、今現在。今4基ほど新たにやるということで答弁がございましたけれども、全部で、カーブミラーというのは天栄村に何か所あるんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

カーブミラーにつきましては、設置者によっても、カーブミラーの設置者によりましても変わってきますので、村として設置した数というのは、今、手元に資料がないものですから、把握しておりません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の答弁では、天栄村にカーブミラーの設置の場所は何か所あることは分からないという答弁でありましたけれども、そうすると、カーブミラーの点検などはしていないということなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

パトロール、そういった際に、損傷、もしくは反射が曇っている、こういった場合には、ご連絡をいただいたり、あとまた住民の方からご連絡をいただいて修理するなどしておりますが、カーブミラー、専門的に点検というものは、今のところ行ってはおりません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長にお聞きします。

カーブミラーというのは、曇ったり割れたり、あとひび入ったりする箇所が何か所もあるんですよ。それで、前に、もう20年ぐらい前か、飯豊の、今の丸山製作所から来るところの県道の境に、あそこにカーブミラーありましたよね。あのカーブミラーがすごく見づらいということで、車半分ぐらい出ないと分からないということで、もっと奥に入れてくれって民家の中に頼まれて入れたことあるんですよ、民家の人に許可もらって。そのときに、その当時の総務課長さんは、天栄村の、私と一緒にですよ、天栄村のカーブミラーのところ、全部確認したんですよ。そのときにも、全部確認したんですよ。そして、ゆがんでいるカーブミラーとか、そういうのを全部点検したんですよ。そうすると、そのときで10か所ぐらい、結局は、見づらいカーブミラー、ゆがんでいるカーブミラー、そういうことがあったんですよ。そういうことは、いまだかつて、ここ2年、3年の村長になってからですけれども、そうい

うことは、一度もやっていないということなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村の交通対策協議会の会長として、会議を持った中、各分会があります。分会でチェックしたりというようなことは、これまでもしております、どうしてもカーブミラー、分会で設置できない。いろいろ費用負担がかかるし自分たちでできないというような部分は村で設置してきました。今後は今議員ご指摘のように、カーブミラーの点検も必要性がありますので、点検の仕方考えながら、しっかりと点検をしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ゆがんだり、あとカーブミラーがへこんだり、あと角度が幾らかずれたり、そういう場所が何か所かありますので、今後は、村のほうも今の交通安全協会だか分かりませんが、そっちのほうから要望があったときにはやりますというような答弁がありましたけれども、村のほうも何か所あると確認して、そしてそのカーブミラーがゆがんだり、あと、いたずらというわけじゃないんですけれども、子どもが石を投げたりして割れたりひび割れたり、そういう箇所が何か所かありますので、点検をして、そして、車が出たときに、道路に、ある程度出ないと見えないカーブミラーもある箇所もあったんですよ。言っている意味分かりますよね。道路の手前では確認できない。ミラーでも確認できない。そのときには、奥に出さなくちゃ駄目だという場所がありました。だからそういう場所もありますので、これから確認して、そして交通事故のないように、そして年に1回ぐらいは、各地域に交通安全協会みたいのがあるから、それとよく確認し合って、今後はそういうことのないように、点検するようにお願いします。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 29ページの土木費の車輛修繕費、560万、多分これ除雪機の点検、修理だと思うんですけども、ちょっと詳しく。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

需用費の車輛修繕費でございますが、こちらについては除雪車の車検、点検整備、それと、今現在設置しております除雪車のタイヤチェーンと、切れた場合の交換代、チェーン代、それとエッジ交換等の修繕費を見込んでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 今、維持管理費というのは、除雪車はどのぐらい、何台ぐらい。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

ただいま村で管理しています除雪機械なんですが、村保有では12台ほど、保有してございます。除雪期間中については、リース機械を3台、それと民間の借上げ機械5台、全部で20台の除雪機械で対応していく考えでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） それで、村長にお聞きします。

この除雪車なんですけれども、今現在、防災倉庫の前に、1年間、放置と言うと失礼ですけれども、野ざらしになった状態であります。今は点検のためにないですけれども、前も私、こういった質問したんですけれども、10年ぐらい前になるかな。グラウンドの西側に、3台4台放置してあったとき、地元の子どもたちが来て乗って遊んだりしているから、危険だということで、今、防災倉庫の前に持ってきてあるんですが、そのとき、1年間放置しておいたら、機械もそじるから、車庫のほうはどうなんですかと行って、あれから十何年になるかな。それで、この前、同僚議員の中からも、せめてブルーシートぐらいかけておけというような話しあったんですけれども、村長その点はいかがですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

除雪機、重機と同じもので、外で使う機械、車もそうなんですが、それほどそじるものではありません。例えば、倉庫があれば、格納庫、車庫があれば、大変いろいろ利便性はいいんですが、それも予算も様々な予算、補助を使いながら、設置はしていきたいという思いではいるんですが、どうしても道路であるとか、除雪車の新規の部分であるとか、維持費もかかってくるものですから、なかなかそれができない状況でございます。一度ブルーシート、これをご指摘いただいて、シートやりました。どうしても冬場、冬場というか、風がどうしても当たる夏場、当たったときに、ばさばさ、ばさばさ、幾ら縛っても鳴ってきたりするのがありますので、機械自体はそんなにそじるものではありませんので、シートをやって、周りに民家があったので、なかなか音の部分があったりしたので、シートを外した経緯はございます。

今後は、その車庫の費用の捻出と申しますか、財源の確保にいろいろ努めながら、危険性も含めて対処していきたいというところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） ある業者さんなんかは、村から預かっている機械と思うんですけども、自分で屋根を確保して、ちゃんと保管している業者もあるんですよね。何で村ができないのかと、ちょっと不思議なんですけれども、昨日の一般質問で、村長は不用額、これを有効に使いたいということで、そういったやつ、考えてみる気はないですか。不用額を有効に使いたいということでしたので、その辺のお金を有効に使って、車庫のほうに回すというような考えはないですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ただいま新年度の予算編成も行っております。なかなか経済的に厳しい状況でもありますが、多方面から見て、そのような余裕があれば、それは、車庫は必要だと、必要性は感じておりますので、そのような費用が捻出できれば、ただ、それだけの車庫を造るのには、余った予算で充てられる分までいけるかどうかというのが正直なところ、今思うところがございますので、今後そういうものも視野に入れながら、予算編成なりのほうに充ててまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 前からのお話ですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 28ページをお願いします。ワイヤーメッシュ設置補助金がありますが、これ、モデル事業となっていると、さっきちょっとちらっと聞いたんですけども、中身をもう少し詳しくお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ワイヤーメッシュ設置補助というようなことで、今回予算を計上させていただいておりますが、こちらについては、イノシシよけのために、山際の農地に、山際を囲って、そこに、建設課の予算にはなるんですけども、資材でワイヤーメッシュと波トタンをかけて、結局、目線を遮断すると、イノシシが来ないという調査の結果もありまして、それで、中郷地区をモデル地区として、今年度、約600メートルの延長で実施してみたいというようなことで、この産業課の予算については、その設置にかかる、設置をお願いする業者さんのほうにお金

を支払うということで考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 以前、湯本地区で行ったやつと同じということによろしいですかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ワイヤーメッシュの側に波トタンをつけるというようなことで、湯本のほうでそういったものがあつたかどうかちょっと存じ上げないんですが、多分村の中では、波トタンまでして、遮蔽はしていないのかなというふうに思っています。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今回は取りあえず中郷地区で検証するというので、今後の計画とか別に、そこまでは考えていらっしゃるのでしょうか、どうですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちら、先ほど来からお話しありますように、モデル事業ということで、ある意味実証的にやってみて、非常に効果があるということであれば、また、来年以降も予算化等も検討していきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第8号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 38ページをお願いいたします。

議案第8号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,105万5,000円とする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

40ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書（診療施設勘定）によりご説明申し上げます。

歳入。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額6万円。こちらは、診療所におけるがん検診等の見込みの増によるものでございます。

歳出。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額1万5,000円の減。こちらは職員期末手当の率改定による減。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額7万5,000円。予備費の増であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第9号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第9号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,944万2,000円とする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、補正額1,300万円。農山漁村地域整備交付金としまして5処理区の排水施設の機能診断業務、最適整備構想策定業務をするため、1,300万円を計上しております。国費定額補助であります。機能診断業務は、1処理区200万円の5処理区で1,000万円になります。最適整備構想策定業務は、1処理区100万円の5処理区で500万円ですが、1市町村上限800万円となっており、平成22年に4処理区で500万円使用済みのため、使用可能額は300万円であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2万2,000円の減。給与改定による期末手当差額分の減であります。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2万2,000円の減。給与改定による期末手当の減であります。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、補正額1,700万円。最適整備構想策定業務委託料としまして、湯本、南沢、広戸第3、牧之内、大里第2の5処理区につきまして、施設の稼働状況、施設の機能、管理状況に基づき、施設の劣化状況を調べる機能診断と、機能診断に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定める最適整備構想の策定を行います。最適整備構想の策定は、管路施設や污水处理施設の劣化調査、対策工法の検討、機能保全計画等を行います。排水施設の機能強化を整備するために必須要件であり、管路施設の補修や污水处理施設の機械機器類の更新等の整備が国庫補助事業で行えるようになります。

3款予備費、1目予備費、1目予備費、補正額400万円の減。最適整備構想策定業務委託料に充てるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第10号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 45ページをお願いいたします。

議案第10号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,698万7,000円とする。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

47ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額196万1,000円。

2目地域支援事業支援交付金、補正額7万7,000円。いずれも過年度の精算によるものでございます。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額574万9,000円。こちらは介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費、補正額36万円の減。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費、補正額36万円。これらは介護給付と予防給付の見込みにより増額を組み替えるものであります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額778万7,000円。こちらは、国・県への負担金精査によるものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第11号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第11号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和2年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額2万7,000円の減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額2万7,000円の減。

令和2年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

51ページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入。1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額2万7,000円の減。給与改定による期末手当差額分の減でございます。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費、補正予算額2万7,000円の減。給与改定による期末手当の減によるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第12、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出を行います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和2年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを
ます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

[総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇]

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和2年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

[産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和2年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和2年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会議事規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎表彰状伝達

○議長（服部 晃君） 日程第13、表彰状伝達を議題といたします。

岩瀬地方市町村議会議長会より、岩瀬地方市町村議会議長会の使命達成と、地方自治の振興・発展に尽力されたとして、5番、廣瀬和吉君に対し、感謝状が贈られますので、ここで

伝達をいたします。

5番、廣瀬和吉君、前へお進みください。

[表彰状伝達]

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で、本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者挨拶

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 令和2年12月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程いたしました議案11件につきましては、いずれも原案どおり議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

間もなく年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなご一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年12月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 2月22日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 揚 妻 一 男

署 名 議 員 渡 部 勉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
2号	諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
3号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
4号	天栄村医師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
5号	天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
6号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月10日	原案可決
7号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について	12月10日	原案可決
8号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
9号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
10号	令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
11号	令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月10日	原案可決